吉田町集中改革プラン実績報告書

（計画期間：平成１７年度～平成２１年度）

平成２２年１２月

吉田町企画課　行財政構造改革推進部門

「吉田町集中改革プラン実績報告書」の見方

1　集中改革プランの背景

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省は、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」いわゆる「新地方行革指針」を策定し、全国の地方公共団体に通知しました。

この「新地方行革指針」では、全ての地方公共団体に対して、「行政改革大綱」及びその具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」を策定し、住民に対して、その内容を分かりやすく公表するという「自治体の説明責任」を求めています。

本町においても、社会経済情勢の大きな変化や分権型社会における多様化、高度化する町民意識等を踏まえ、構造的な変革に的確、迅速に対応し、自立可能な財政構造を構築するため、平成１６年４月には町長を本部長とする「吉田町行財政構造改革推進本部」を設置しました。この「吉田町行財政構造改革推進本部」では、すべての事務事業の見直し、いわゆるゼロベース検証を行い、「行財政構造改革推進方針（第１次）」を策定し、平成17年11月には、平成17年度の現状を踏まえ、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「吉田町行政改革大綱（第３次）」及び「吉田町行政改革実施計画」を策定するとともに、「定員管理計画」を策定しました。「吉田町集中改革プラン」は、これらを集約し、平成18年３月31日に策定しました。

2　集中改革プランの計画期間

「吉田町集中改革プラン」の計画期間は、平成17年度から平成21年度までとし、その間に調査、検討、実施する項目を計上しています。

なお、先行した「吉田町行政改革大綱（第３次）」及び「吉田町行政改革実施計画」は、計画期間を平成18年度から平成22年度までとしています。行財政改革は、単年度で推し量るものではなく、過去から未来に継続した、弛まぬ努力により成されるものであることから、計画策定年度である平成17年度においても取り組み状況を明らかにしています。

3　集中改革プランの体系

「吉田町集中改革プラン」は、「新地方行革指針」において公表することとされた以下の項目について、町民に分かりやすく明示した計画です。

Ⅰ	事務事業の再編・整理、廃止・統合
Ⅱ	民間委託等の推進
Ⅲ	定員管理・給与の適正化
Ⅳ	第三セクター
Ⅴ	経費節減等の財政効果
Ⅵ	地方公営企業

4　集中改革プランの公表

「吉田町集中改革プラン」は、町ホームページで公表されています。また、県内各市町の集中改革プラン及び取組状況は、静岡県ホームページで確認できます。

5　「取組状況について」の見方

町では、「吉田町集中改革プラン」の取組状況を対象年度の翌年度に取りまとめてきました。また、「担当課」「取組状況」の項目を追加し、担当課がどのような取り組みを行ったのか分かるようになっています。

なお、「実施年度」の予定（○：調査・検討　●：実施）は、平成１７年度に「吉田町集中改革プラン」を策定したときの計画値でありますので留意してください。

また、機構改革による課（局）の創設（廃止）があった場合は、該当する取り組み事項の内容を引き継いだ課（局）を担当課欄に記載し、現在の担当課が分かるようになっています。

6　「活動のまとめ」・「財政効果」の見方

「吉田町集中改革プラン」の５年間の取り組みによる進捗状況及び成果・効果について、「活動のまとめ」欄に記載してあります。また、「Ⅴ　経費削減等の財政効果」及び「Ⅵ　地方公営企業」の項目については、取り組みを行ったことによってもたらされた効果の中で、特に「財政効果」に注目し、「どのくらい経費削減ができたか」又は「新規財源などの確保で、どのくらい効果があったか」について、平成１６年度と取組年度を比較し、「財政効果」を集計しました。

7　「吉田町集中改革プラン」と「吉田町行政改革大綱(第３次)」の推進項目との関係

「吉田町集中改革プラン」と「吉田町行政改革大綱(第３次)」との項目の関係性は下記のとおりとなります。

吉田町集中改革プラン		吉田町行政改革大綱(第３次)	
項目	分類	重点項目	推進項目
Ⅰ　事務事業の再編・整理、廃止・統合	１　事務事業の合理化及び行政評価システムの構築	１　事務事業の見直し	①　事務事業の合理化及び行政評価システムの構築
	２　高度情報化の推進	５　高度情報化の推進	
	３　町民参加のまちづくり	７　町民参画のまちづくり	①　町民参画のしやすい体制づくり
			②　町民の声の反映
			③　情報公開の推進
Ⅱ　民間委託等の推進	１　公の施設の取り組み	１　事務事業の見直し	②　民間委託等の推進
	２　公の施設以外及びその他の事務の取り組み		
Ⅲ　定員管理・給与の適正化	１　定員管理の適正化	２　組織・機構の見直し	
		３　定員管理・給与の適正化等	①　定員管理の適正化
	２　給与の適正化		②　給与の適正化等
	３　定員、給与の公表		③　定員・給与等の状況の公表
	４　人材育成の推進	４　人材育成の推進	
Ⅳ　第三セクター		６　財政の健全化	①　健全な財政運営の推進
Ⅴ　経費節減等の財政効果			②　補助事業（補助金）の見直し
Ⅵ　地方公営企業		１　事務事業の見直し	③　地方公営企業の経営健全化

Ⅰ　事務事業の再編・整理、廃止・統合

1　事務事業の合理化及び行政評価システムの構築

集中改革プラン策定時の予定（○：調査・検討　●：実施）

実績報告時の結果（☆：調査済・検討済　★：実施済）

取り組み事項	内容及び基本的考え方	実施年度					担当課	取組状況
		17	18	19	20	21		
①　文書の集約化	配付文書は広報紙への集約化を図り、ホームページを充実	●					総務課 企画課	総務/企画課が主体となり、各課協力して、リニューアルしたホームページを平成 18 年２月１日からスタートさせた。⑰ 企画/平成１８年２月に町のホームページをリニューアルし、町の事業の情報提供及び住民からの意見の収集を図った。
	活動のまとめ	★					企画/ホームページのアクセス数については、リニューアル当初の１日平均１３０アクセスから、現在は、１日平均２５０アクセスへとアップしている。町のイベント開催前などには、アクセス件数も急増しており、情報伝達手段としてホームページが果たす役割は大きいものと考えられる。また、ホームページ内「お問い合わせフォーム」については、住民から広く町政に関わる意見をいただいており、平成 19 年度は年間 124 件、平成 20 年度は年間 123 件、平成 21 年度は年間 75 件の問い合わせがあった。	
②　事務事業のゼロベース検証	事務事業の見直し及び行財政構造改革推進方針の進行管理	●	●	●			企画課	企画/平成１６年度に行ったゼロベース検証の追跡調査を行うとともに、行財政構造改革推進方針（第１次）の進行管理を行った。⑰ 企画/ゼロベース検証の追跡調査を行うとともに、「吉田町行政改革大綱（第３次）」「吉田町行政改革実施計画」「吉田町集中改革プラン」に基づき行財政改革を計画的に進めた。⑱
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	企画/平成１６年度に行った事務事業のゼロベース検証(672 項目)に基づき、特に廃止する事務事業３２件、見直しする事務事業２８９件について進行管理を行った。また、平成 17 年度からは、国から示された「新地方行革指針」に基づき、「吉田町行政改革大綱（第３次）」及び「吉田町行政改革実施計画」等を集約する形で作成した「吉田町集中改革プラン」の取組状況を、毎年度取りまとめて進行管理を行い、取りまとめ結果は庁内に公表し、職員に周知した。	
③　新たな予算編成方針の構築	事業別予算の見直しと枠配分に基づいた新たな予算編成方針の策定	○	●				企画課	企画/行政評価と連動する枠配分予算編成方針について検討を行った。⑰ 企画/平成１９年度当初予算編成を「枠配分予算」により実施した。（推進本部会議、課長会議、「当初

								予算編成における枠配分予算導入説明会」(延べ８５人参加)等により周知を図った。）⑱ 企画/枠配分予算による予算編成を実施した。⑲⑳ 企画/経済情勢等により、平成 22 年度予算編成については枠配分予算方式を採用せず、従来の査定方式による予算編成とした。㉑
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	企画/枠配分予算を実施することで、各課が予算編成において事業の必要性、緊急性を検討し、優先順位や新規財源などを意識するようになった。また、査定方式への変更後も、事業の緊急性や必要性を精査し、より精度の高い予算編成に取り組む意識づけを継続することができている。	
④　行政評価システムの構築	行政評価を調査・研究し、町独自のシステムを構築するとともに、ＰＤＣＡサイクルに基づく進行管理	○	○	●			企画課	企画/ゼロベース検証による事務事業実施状況の把握、行財政構造改革推進方針（第１次）の進捗状況の把握を行い、ＰＤＣＡサイクルに基づく進行管理に心掛けた。また平成１９年度から実施予定の行政評価について情報の収集、研究を行った。⑰ 企画/行政評価システムの構築をするため、情報収集、研究を行うとともに、職員へ説明を行った。（推進本部会議、「当初予算編成における枠配分予算導入説明会」(延べ８５人参加)）⑱ 企画/「吉田町行政経営システム検討会」を立ち上げ、検討会内部に「行政評価システム部会」を設置し、行政評価システム構築のため各種マニュアル作成等の取り組みを行った。⑳ 企画/行政評価システム導入の試行として、平成 20 年度の一部の事務事業及び補助金事業について評価を行った。また、実施計画策定時にも附表を取り入れ、実施計画と予算及び総合計画の連動を意識した取り組みを行った。㉑
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	企画/町独自の評価システムを構築すべく、情報収集や研究を行い、各種マニュアルを作成した。行政評価導入の試行として、一部の事務事業の評価を行うことができた。今後は総合計画（実施計画）と予算、行政評価が連動するシステムの構築を行うため、引き続き取り組みを行うこととした。	

２　高度情報化の推進

取り組み事項	内容及び基本的考え方	実施年度					担当課	取組状況
		17	18	19	20	21		

① 情報セキュリティの確立	個人情報保護条例を踏まえた、個人データの適切な管理	●	●	●	●	●	総務課 関係各課	総務/課員全員が、適切な個人情報の管理を強く意識して適切な管理に努めた。 企画/全職員を対象とした情報セキュリティ研修会を実施した。⑳ 税務/課員全員が地方税法を強く意識して適切な管理に努めた。 町民/住民異動届に係る本人確認等事務取扱要綱を制定し、第三者による虚偽の住民異動を防止している。（住民窓口部門）⑰ 町民/事務取扱要綱に基づき、本人確認を実施した。⑱⑲⑳㉑ 社会福祉/保育・母子・虐待・障害・ＤＶ等の個人情報管理を適切に処理した。 健康づくり/医療制度改革に合わせて基本健診、各種がん検診等のデータ管理について見直しを進めた。⑰ 健康づくり/課員全員が適切な個人情報管理を強く意識して個人データ等の適切な管理に努めた。⑱ 健康づくり/各種がん検診・乳幼児健診・予防接種・各種助成事業等のデータ管理について見直しを行った。⑳ 産業/農業関係団体への情報提供は、本人の同意を得たものに限定した。個人情報の取り扱いや情報提供に適切な管理を図った。 議会/個人情報の取扱いや情報提供には細心の注意を払い、適切な管理に努めた。 学校教育/児童生徒の個人情報を教師が自宅へ持ち出す場合は、校長の許可を得ることとした。 教育委員会学校教育/教員１人１台パソコンを配備し、個人所有パソコンは使用しないこととした。㉑ 社会教育/事業を推進していく上で得た個人情報は、個人情報保護条例を踏まえて適切に管理した。 社会教育(図書館)/貸出記録は返却が行われた時点で消去されるシステム。常時、カウンター及び事務室に職員を配置。 その他/個人情報保護条例を踏まえた個人データの適切な管理に努めた。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/適切な個人情報の管理を強く意識して適切な管理を行った。 企画/情報漏えいを防止するため平成 20 年４月１日から「ＵＳＢメモリ管理報告書」を毎月企画課へ提出する取組がはじまり個人データの管理について職員の意識向上が図られた。また、吉田町情報化推進委員会において「吉田町情報セキュリ	

								ティポリシー（平成16年3月24日策定）」の全部改定を行い、平成20年11月21日、25日、26日に全職員を対象とした情報セキュリティ研修会を実施した（職員158名参加）。 町民/届出及び各種交付申請の受付時に本人確認の書類提示を求めることにより、個人情報保護の徹底を図った。 社会福祉/保育・母子・虐待・障害・ＤＶ等の個人情報管理を適切に処理した。 健康づくり/個人データ等の適切な情報管理ができた。データ操作の履歴が明確になり、データの適切な管理ができた。 産業/農業関係団体への情報提供は、適切な個人情報の管理を強く意識して適切な管理を行った。 議会/個人情報の取り扱いには、条例その他の運用基準に基づき十分な意識を持って行ったため、特にトラブルもなく適切な管理ができた。 教育委員会/個人情報保護条例を踏まえて個人データを適切に管理した。
②　ＩＣＴを活用した業務改革	ユビキタスネット社会に対応できるような、職員のパソコン研修やホームページの充実など、ＩＣＴを活用した業務改革の推進	●	●	●	●	●	企画課 関係各課	総務/平成18年1月30日に、国のモデル事業として、国内の16市町に全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）を設置する事業に応募し、ＩＣＴを活用した防災システムの構築を促進させた。⑰ 企画/平成１８年２月に町のホームページをリニューアルし、専門的な技術がなくても簡単に更新できるようになった。また、各課で更新ができる体制となったため、最新の情報を住民に提供できるようになった。⑰ 企画/ＯＡ推進化委員会において、情報セキュリティの啓発を行った。⑱ 税務/ホームページ等を活用した広報を実施した。 健康づくり/ホームページを活用した広報を実施した。⑱㉑ 議会/議会ページの充実を図り、情報提供の向上に努めた。 学校教育/教育用パソコンを更新し、教職員にも一部業務を利用可能とし、事務改善に努めた。⑱ 学校教育/教育用パソコンを更新するとともに、教職員対象の研修会を開催し、情報教育の推進に努めた。⑱ 教育委員会学校教育/教員用パソコンを配備し、事務の効率化を図った。㉑ 社会教育(図書館)/県立図書館の主催する横断検索・相互貸借システム等の研修に積極的に参加した。 社会教育(図書館)/ＩＣタグシステムなどの新しい情報を常に入手した。

								社会教育(図書館)/ホームページを活用した広報を実施した。⑲ 教育委員会(図書館)/図書館システムを更新するため、最新技術の導入を検討した。⑳
	活動のまとめ	★	★	★	★	★		総務/危機対策事案等、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を町民に瞬時に伝達するというシステムが構築でき、果たす役割は大きい。 企画/ホームページを各課で更新できるようになったことから、業務の効率化が図られたとともに、最新の情報を住民に提供できるようになり、住民サービスの向上が図られた。また、吉田町情報化推進委員会において、情報セキュリティの啓発を行い、職員の意識高揚に努めた。 社会福祉/り災証明・子ども手当・町立保育園でのインフルエンザ発症状況・障害者自立支援施設の愛称募集等をホームページに掲載し、最新情報を住民に提供できた。 健康づくり/新型インフルエンザ蔓延期間に町民が求めている、受診できる医療機関や接種順位などの情報を町のホームページに掲載して、町民に瞬時に最新情報を提供することができた。 議会/議会日程、議会会議録、議会だより等をホームページに掲載することで、議会活動を町内外に向けて発信することができた。 教育委員会/学校におけるICT環境の充実を図った。図書館においては、県立図書館の主催する横断検索・相互貸借システム等の研修に積極的に参加した。ＩＣタグシステムなどの新しい情報を常に入手した。図書館システムを更新するため最新技術の導入を検討した。ホームページを活用した広報を実施した。

3　町民参加のまちづくり

取り組み事項	内容及び基本的考え方	実施年度					担当課	取組状況
		17	18	19	20	21		
①　情報公開条例の適切な運用	制度に基づく事務処理と説明責任	●	●	●	●	●	総務課 関係各課	総務/19件の開示請求に対し、17件について全部又は一部開示を行い、非開示及び文書不存在各1件の決定を行った。⑰ 総務/5件の開示請求に対して、5件の全部又は一部開示の決定を行った。⑱ 総務/19件の開示請求に対して、18件の全部又は一部開示の決定を行い、非開示1件の決定を行っ

								た。⑲ 総務/１件の開示請求に対して、一部開示の決定を行った。⑳ 総務/２件の開示請求に対して、一部開示１件、非開示１件の決定を行った。㉑ 町民/戸籍法、住基法をはじめとする関係法に準拠した事務処理を行った。（住民窓口部門）⑰ 町民/住基法に基づき、閲覧請求及び閲覧申出による公表を行った。⑱⑲⑳㉑ 社会福祉/情報公開について、児童館関係で１件あったが、制度に基づき適切に処理した。他の関係も適切に処理した。 社会福祉/情報公開について、保育園関係で１件あったが、制度に基づき適切に処理した。他の関係も適切に処理した㉑。 健康づくり/３件の開示請求に対して３件の一部開示の決定を行った。⑲ 産業／情報公開開示請求が２件あったが、制度に基づき適切に処理した。⑲ 議会／２件の開示請求に対して２件の一部開示の決定を行った。⑲ 議会／２件の開示請求に対して１件一部開示、１件全部開示の決定を行った。⑳ 議会／３件の開示請求に対して３件の一部開示の決定を行った。㉑ 社会教育(図書館)/図書館法及び町条例、規則に従って図書館業務を適正に行った。 その他/事務事業の説明責任を果たし、町民へのサービス向上に努めた。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/制度に基づく適切な事務処理を行い、説明責任を果たすことができた。 町民/各法に基づき事務処理を実施し、閲覧請求の公表を公示によって実施した。 社会福祉/情報公開について、制度に基づき適切に処理した。 健康づくり/「吉田町保健医療会議会議録」などの３件の開示請求に対して、一部開示を行い、開示請求者に対して説明責任を果たすことができた。 産業/情報公開開示制度に基づく適切な事務処理を行い、説明責任を果たすことができた。 議会/会議録等の７件の開示請求に対して情報開示を行い、開示請求者に対して説明責任を果たすことができた。 教育委員会/図書館法及び町条例、規則に従って図書館業務を適正に行った。	

② 個人情報保護条例の適切な運用	制度に基づく事務処理	●	●	●	●	●	総務課 関係各課	総務/制度普及に努めるとともに、個人情報保護と情報開示の事務を適切に実施した。 総務/民生委員、保育士を対象に個人情報保護制度に関する研修会を開催し、個人情報を取り扱う者の意識啓発を行った。⑱ 総務/1 件の開示請求に対して、全部開示の決定を行った。⑲ 税務/条例を遵守した事務処理の徹底に努めた。 町民/住民異動届に係る本人確認等事務取扱要綱に基づき、本人確認を厳格に実施している。（住民窓口部門）⑰ 町民/事務処理要綱に基づき、本人確認を厳格に実施している。⑱⑲⑳㉑ 社会教育/各団体の役員名簿などに記載されている個人情報を用途以外にしないように注意をはらい執務を行った。 社会教育(図書館)/吉田町立図書館設置条例第４条に図書館の利用に関する秘密保護義務を図書館に規定しており遵守した。 その他/制度に基づく適切な処理に努めた。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/制度に基づく適切な事務処理を行った。 町民/届出及び各種交付申請の受付時に本人確認の書類提示を求めることにより、個人情報保護の徹底を図った。 産業/制度に基づく適切な事務処理を行った。 教育委員会/各団体の役員名簿などに記載されている個人情報を用途以外にしないように注意をはらい執務を行った。図書館においては、吉田町立図書館設置条例第４条に図書館の利用に関する秘密保護義務を規定しており遵守した。	
③ 公正の確保と透明性の向上	町民参加を一層推進するため、町民に信頼される町政の確立をめざして、公正の確保と透明性の向上	●	●	●	●	●	全 課	総務/広報を媒体として町民への行政情報の提供に努め、町政運営の透明性を高め、信頼確保に努めた。 総務課契約管理/公共工事等の入札結果や契約結果等を町のホームページでも公表した。⑲⑳㉑ 税務/公平・公正な課税及び収納の徹底に努めた。 社会教育/広報、ホームページ、チラシ、ポスター等を媒体として町民へ情報を提供した。 社会教育（図書館）/許認可事務に属する視聴覚ホールの使用料の徴収を適正に行った。

								その他/事務事業の説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上を念頭に適正な処理に努めた。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務課契約管理/入札契約適正化法に基づく入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公正の確保と透明性の向上に努めることができた。 産業/公正な事務処理を行った。 教育委員会/広報、ホームページ、チラシ、ポスター等を媒体として町民へ情報を提供した。図書館においては、許認可事務に属する視聴覚ホールの使用料の徴収を適正に行った。	
④　行政手続法及び行政手続条例の適切な運用	制度に基づく事務処理と説明責任	●	●	●	●	●	全　課	総務/制度の適正な運用に努めた。 税務/制度に基づき適切に処理した。 町民/住基法・戸籍法など、法に則った事務処理に努めた。 高齢者支援/制度改正に伴い、広報で町民に周知した。平成 17 年広報 PR（９回）⑰ 社会教育（図書館）/図書館法及び町条例、規則に基づいた手続きを遵守した。 その他/制度に基づく事務処理と説明責任を念頭に適切な運用に努めた。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/制度の適正な運用を行った。 町民/各法に基づき事務処理を適切に実施した。 産業/制度の適正な運用を行った。 教育委員会/図書館法及び町条例、規則に基づいた手続きを遵守した。	
⑤　パブリックコメント制度等の検討、導入	町の意思決定過程において、素案を公表し、それに対して出された意見等を考慮して意思決定を行うなど、町民の声を反映させる手法の導入	●	●	●	●	●	企画課 関係各課	総務/ホームページ内のお問合せフォームを媒体として、町民の意見聴取に努めた。 総務/防災会議を開き、民間等の意見を聴いて地域防災計画を策定した。⑯ 総務/国民保護協議会を開き、民間の意見を聴いて国民保護計画を策定した。⑱ 企画/第４次吉田町総合計画や男女共同参画プラン等を策定する際、素案を町のホームページに掲載するとともに、庁舎の情報コーナーへ素案を設置するなど素案を公開し、住民の意見を求めた。⑰ 企画/第２次吉田町国土利用計画を策定する際、素案を町のホームページに掲載するとともに、庁舎の情報コーナーへ素案を設置するなど素案を公開し、住民の意見を求めた。⑲ 税務/青色申告会と協働し、税に関する理解を深める研修会を開催した。納税貯蓄組合も同様に研修

								会や広報活動を実施。⑰⑱ 町民/一般廃棄物処理基本計画を策定した。⑲ 社会福祉/障害者（児）計画・障害福祉計画作成のために、町民の意見を聞くためにアンケート調査を実施した。 社会福祉/吉田町次世代育成支援行動計画（後期計画）作成のために、町民の意見を聞くためにアンケート調査を実施した。⑳ 社会福祉/吉田町次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定した。㉑ 健康づくり/町内官公庁・事業所にたばこ対策に関する調査を実施し、行政への要望等把握した。⑱ 健康づくり/町内小学生及び保護者並びに中学生に対し、喫煙の実態調査をするとともにたばこ対策への意見を求めた。⑲ 健康づくり/榛原総合病院のあり方懇談会の協議についてホームページに掲載するとともに情報公開コーナーに設置し、町民の意見を求めた。⑲ 健康づくり/榛原総合病院現状説明会を開催し、現状報告とともに、町民の意見を聞いた。⑳ 健康づくり/次年度に見直し作業を行う吉田町健康増進計画策定において、町民に対して自分の健康づくり等の実態調査を行った。㉑ 産業/関係各法に基づき、公表した。 都市建設/都市計画マスタープラン作成のため、広く町民の意見を求めることを検討した。⑱ 都市建設/都市計画マスタープラン作成のため、町民によるまちづくり会議を開催して、町民からの意見聴収を行った。⑲ 都市建設課/都市計画マスタープランの事案について、ホームページに掲載し、広く町民の意見公募を行った。⑳ 都市建設課/都市計画マスタープランを策定した⑳ 学校教育/重要案件についてはアンケートの実施あるいは公聴会を行った。 社会教育（図書館）/「利用者の声（意見、要望）」（投書箱）を設置し、回答を掲示板に掲示した。

	活動のまとめ	★	★	★	★	★		総務/国民保護計画及び地域防災計画の修正に伴う、国民保護協議会、防災会議は平成２２年度以降開催し、民間の意見を取り入れることとする。 企画/条例や要綱等は整備されていないが、町の長期的な意思決定を行う計画等については、タウンミーティングなどを開催して意見公募を行うとともに、町のホームページ上で、原案を公表してパブリックコメントを求める手法を常態化させることができた。 町民/3Rと発生した廃棄物に対する適切な収集運搬・中間処理・最終処分の確保を進めることで、循環型社会の構築を図った。 社会福祉/社会福祉計画策定で、地区懇談会、関係団体懇談会、アンケート調査を行い、住民参画による計画づくりを行った。また、障害者計画・障害福祉計画策定で、関係団体懇談会、アンケート調査を行い、意見・要望を把握し計画に反映できた。吉田町次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定した。 健康づくり/今後の健康増進計画策定で町民の健康づくりに対しての実態調査を行い、町民のニーズや個性に応じた健康づくりを支援していく計画策定のための基礎づくりができた。 産業/関係各法に基づき、公表を行った。 都市計画/都市計画マスタープランの策定にあたり、町民の意見等を考慮し策定できた。 教育委員会/教育吉田 21 策定及び理科館建設に際して公聴会を行った。図書館においては、「利用者の声（意見、要望）」（投書箱）を設置し、回答を掲示板に掲示した。
⑥　地域協働	町民や町民が参加する団体が、公共的サービスを提供する取り組みについての連携と協力	●	●	●	●	●	企画課 関係各課	総務/消防団組織の体制強化を図るため、「機能別団員」導入検討会を設置し、導入について検討した。⑱ 総務/消防団組織の体制強化を図るため「機能別団員」を導入した。また、女性団員を登用した。⑱ 総務/吉田町防犯まちづくり協議会及び吉田町地区安全会議を立ち上げた。⑲ 総務/吉田町防犯まちづくり推進協議会で「防犯の日」を制定し、防犯意識の高揚を図った。（防犯の日：毎月 15 日）⑳㉑ 企画/町内の各種団体と連携を図りながら、まちづくりを推進した。 税務/青色申告会と協働し、税に関する理解を深める研修会を開催した。納税貯蓄組合も同様に研修

								会や広報活動を実施した。⑰⑱ 社会福祉/すくすく広場等で連携と協力をし、協働体制をとっている。 健康づくり/各種イベント等において関係団体等と連携し事業を実施した。 健康づくり/吉田町ダンス健康づくり推進委員が主催して、「第１回吉田町パフォーマンス発表会」を開催した。㉑ 産業/イベント等において、関係団体や地域と連携・協力し、事業を進めた。 下水道/コミュニティ団体と連携し、事業を実施した。 学校教育/学校における民間講師の導入に努めた。 社会教育/文化祭や市町村対抗駅伝などの事業運営に各種団体や個人が町や教育委員会と連携して協働を図った。 社会教育（図書館）/図書館ボランティアによる「お話会」の開催、生け花、音訳、点訳のほか、ＮＰＯやボランティア団体と協力し、花壇の管理等を行った。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★		総務/地域防災に必要となる消防団員が減少しているなか、機能別団員制度を導入し、消防力の強化が図れた。また、女性消防団員の登用により、消防団組織の活性化も図れた。防犯まちづくり推進協議会の防犯活動による犯罪予防の推進を図ったことにより、自主防犯思想の普及が図れた。また、「防犯の日」が定着し、町民の防犯意識が高揚した。 企画/町女性団体連絡協議会が主催する「吉田町女性フェスティバル」では、町内外から約２００人が参加し、各団体の活動報告や作品展示、アルミ缶や使用済み切手の回収、地場産品の販売、手作り味噌の配布などが行われ、町民主体の「まちづくり」の展開につながった。 社会福祉/すくすく広場等で連携と協力をし、協働体制をとった。また、身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員と連携し、障害者や保護者からの相談に応じ必要な指導、助言を円滑に実施できた。 健康づくり/保健協力委員など健康づくり課に関係する団体の皆さんが町の事業に積極的に協力していただき、町の事業が円滑に行われた。 産業/イベント等において、関係団体や地域と連携・協力し、事業を進めるよう職員の意識は上がったが、参加者の意識向上は今後の課題とした。

							教育委員会/学校における総合学習の中で民間講師の協力をお願いした。文化祭や市町村対抗駅伝などの事業運営に各種団体や個人が町や教育委員会と連携して協働を図った。図書館においては、図書館ボランティアによる「お話会」の開催、生け花、音訳、点訳のほか、ＮＰＯやボランティア団体と協力し、花壇の管理等を行った。	
⑦　男女共同参画基本計画の推進	男女共同参画基本計画に基づいた、町政に参加しやすい仕組みの検討と推進	●	●	●	●	●	企画課 関係各課	総務/男女共同参画基本計画の趣旨を職場内に反映させるように努めた。 総務/吉田町職員旧姓使用取扱要綱を定めた。⑲ 企画/町の広報紙やホームページ等へ男女共同参画社会に関する記事を掲載するとともに、講演会を開催して男女共同参画に関する住民の意識を高めた。審議会や町内会役員への女性の登用を推進した。 町民/人権擁護委員の男女比率を２対２にした。⑲ 町民/国民健康保険運営協議会に女性を登用した。㉑ 産業/所管する委員会（産業委員会等）には、積極的に女性の委員を選出するよう努めた。漁港管理会に女性１人を任命した。 産業/農業委員会に女性２名を選出した。⑳ 学校教育/教育委員に２人の女性を登用し、バランスを図った。 社会教育/委員会等の男女構成を同等になるように委員の選出に努めた。 社会教育/国・県主催の人権教育研修会に参加し、職員の意識向上を図った。⑱ 社会教育（図書館）/館内の職種、ボランティア活動の啓発等に男女の区別をしない。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/男女共同参画について職員の意識向上が図れた。 企画/男女共同参画に関して、広報誌等を活用し広く周知するとともに、講演会を開催し住民の意識向上に努めた。 町民/社会の対等な構成員として、国民健康保険運営協議会に女性を登用し協議会の審議に参画する機会を確保した。 産業/男女共同参画について職員の意識向上が図れた。 教育委員会/委員構成比を同等になるように委員を選出に努めた。図書館においては、館内の職種、ボランティア活動の啓発等に男女の区別をしない。	

Ⅱ　民間委託等の推進

１　公の施設の取り組み

公の施設とは、普通地方公共団体が設ける「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法第244条第１項）です。

取り組み事項	内容及び基本的考え方	実施年度					担当課	取組状況
		17	18	19	20	21		
① レクリエーション・スポーツ施設	総合体育館に指定管理者制度導入を検討	○	○	○	○	○	教育委員会事務局	近隣市町の体育館の情報を収集した。⑰⇒指定管理者制度を導入した体育館から管理状況などの資料収集を行った。⑱⇒近隣市町の指定管理者制度導入状況を調査した。⑲⇒町体育協会をはじめとした施設利用者からの意見を聞き、スポーツ振興におけるより高い町民ニーズ、町民サービスに対応するため、現状のまま直接管理していく。㉑
	活動のまとめ	☆	☆	☆	☆	☆	教育委員会/町体育協会をはじめとした施設利用者からの意見を聞き、スポーツ振興におけるより高い町民ニーズ、町民サービスに対応するため、現状のまま直接管理していく。	
	吉田町体育センターの管理のあり方を検討	○	○				教育委員会事務局	近隣市町の体育館の状況調査や指定管理者制度の資料収集を行った。⑰ ⇒ 収集した情報を施設利用者からの意見を聞き、その意見を踏まえ、現状のまま直接管理していく。⑱
	活動のまとめ	☆	☆				教育委員会/町体育協会をはじめとした施設利用者からの意見を聞き、スポーツ振興におけるより高い町民ニーズ、町民サービスに対応するため、現状のまま直接管理していく。	
	中央コミュニティ広場の管理のあり方を検討	○					教育委員会事務局	町民サービス向上のための管理のあり方について検討し、現状の直営で管理していく。⑰
	活動のまとめ	☆					教育委員会/町体育協会をはじめとした施設利用者からの意見を聞き、スポーツ振興におけるより高い町民ニーズ、町民サービスに対応するため、現状のまま直接管理していく。	
	住吉コミュニティ広場の管理のあり方を検討	○					教育委員会事務局	町民サービス向上のための管理のあり方について検討し、現状の直営で管理していく。⑰
	活動のまとめ	☆					教育委員会/町体育協会をはじめとした施設利用者からの意見を聞き、スポーツ振興におけるより高い町民ニーズ、町民サービスに対応するため、現状のまま直接管理していく。	
	川尻コミュニティ広場の管理のあり方を検討	○					教育委員会事務局	町民サービス向上のための管理のあり方について検討し、現状の直営で管理していく。⑰
	活動のまとめ	☆					教育委員会/施設利用者からの意見を聞き、スポーツ振興におけるより高い町民ニーズ、町民サービスに対応するため、現状のまま直接管理していく。	
② 産業振興施設	農村広場の管理のあり方を検討	○					教育委員会事務局	町民サービス向上のための管理のあり方について検討し、現状の直営で管理していく。⑰

	活動のまとめ	☆					教育委員会/町体育協会をはじめとした施設利用者からの意見を聞き、スポーツ振興におけるより高い町民ニーズ、町民サービスに対応するため、現状のまま直接管理していく。	
③　基盤施設	大井川清流緑地のあり方を検討	○					都市建設課	管理のあり方について検討。現状（一部業務委託）のままで当分は管理していく。⑪
	活動のまとめ	☆					都市建設/一部業務委託と町の直営管理と合わせ、効率的に管理することができた。今後は、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に維持修繕をしていく。	
	小藤路公園のあり方を検討	○					都市建設課	管理のあり方について検討。現状（一部業務委託）のままで当分は管理していく。⑪
	活動のまとめ	☆					都市建設/一部業務委託と町の直営管理と合わせ、効率的に管理することができた。今後は、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に維持修繕をしていく。	
	西の宮公園のあり方を検討	○					都市建設課	管理のあり方について検討。現状（一部業務委託）のままで当分は管理していく。⑪
	活動のまとめ	☆					都市建設/一部業務委託と町の直営管理と合わせ、効率的に管理することができた。今後は、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に維持修繕をしていく。	
	能満寺山公園のあり方を検討	○					都市建設課	管理のあり方について検討。現状（一部業務委託）のままで当分は管理していく。⑪
	活動のまとめ	☆					都市建設/一部業務委託と町の直営管理と合わせ、効率的に管理することができた。今後は、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に維持修繕をしていく。	
	青柳公園のあり方を検討	○					都市建設課	管理のあり方について検討。現状（一部業務委託）のままで当分は管理していく。⑪
	活動のまとめ	☆					都市建設/一部業務委託と町の直営管理と合わせ、効率的に管理することができた。今後は、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に維持修繕をしていく。	
	大道公園のあり方を検討	○					都市建設課	管理のあり方について検討。現状（一部業務委託）のままで当分は管理していく。⑪
	活動のまとめ	☆					都市建設/一部業務委託と町の直営管理と合わせ、効率的に管理することができた。今後は、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に維持修繕をしていく。	
	川尻大道公園のあり方を検討	○					都市建設課	管理のあり方について検討。現状（一部業務委託）のままで当分は管理していく。⑪
	活動のまとめ	☆					都市建設/一部業務委託と町の直営管理と合わせ、効率的に管理することができた。今後は、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に維持修繕をしていく。	
	吉田海岸緑道のあり方を検討	○					都市建設課	管理のあり方について検討。現状（一部業務委託）のままで当分は管理していく。⑪

	活動のまとめ	☆					都市建設/一部業務委託と町の直営管理と合わせ、効率的に管理することができた。今後は、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に維持修繕をしていく。	
	湯日川親水公園のあり方を検討	○					都市建設課	管理のあり方について検討。現状（一部業務委託）のままで当分は管理していく。⑰
	活動のまとめ	☆					都市建設/一部業務委託と町の直営管理と合わせ、効率的に管理することができた。今後は、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に維持修繕をしていく。	
	川尻児童公園のあり方を検討	○					都市建設課	管理のあり方について検討。現状（一部業務委託）のままで当分は管理していく。⑰
	活動のまとめ	☆					都市建設/一部業務委託と町の直営管理と合わせ、効率的に管理することができた。今後は、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に維持修繕をしていく。	
	住吉コミュニティ防災センターに指定管理者制度を導入	○	●	●	●	●	総務課	指定管理者制度導入に向けての準備と調整を行い、平成 18 年度当初から指定管理者に委託できる環境を整えた。⑰ ⇒ 指定管理者制度を導入した。⑱
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	総務/平成 21 年度、再度大浜自主防災会と指定管理に関する基本協定を締結した。	
④ 文教施設	大幡会館に指定管理者制度を導入	○	●	●	●	●	総務課	指定管理者制度導入に向けての準備と調整を行い、平成 18 年度当初から指定管理者に委託できる環境を整えた。⑰ ⇒ 指定管理者制度を導入した。⑱
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	総務/平成 21 年度、再度、北区と指定管理に関する基本協定を締結した。大幡会館の使用については、使用料が見込めないため、維持管理料については指定管理料以外に自治会からの支出がある。それに加え、会館自体が老朽化しており、修繕のための経費が大幅にかかる。町として、会館の今後の方針が決定されている中、維持管理をどの様にするのかが課題である。	
	川尻浜丁会館に指定管理者制度を導入	○	●	●	●	●	総務課	指定管理者制度導入に向けての準備と調整を行い、平成 18 年度当初から指定管理者に委託できる環境を整えた。⑰ ⇒ 指定管理者制度を導入した。⑱
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	総務/平成 21 年度、再度、川尻区と指定管理に関する基本協定を締結した。会館の使用については、固定した利用者もいるが、ほとんど使用料は見込めないのが実情である。	
	住吉会館に指定管理者制度を導入	○	●	●	●	●	総務課	指定管理者制度導入に向けての準備と調整を行い、平成 18 年度当初から指定管理者に委託できる環境を整えた。⑰ ⇒ 指定管理者制度を導入した。⑱
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	総務/平成 21 年度、再度、住吉区と指定管理に関する基本協定を締結した。	
	片岡集落センターを廃止	○	●				総務課	平成 18 年吉田町条例第５号をもって施設を廃止した。

	活動のまとめ		★				総務/プラン策定時の計画のとおり施設を廃止した。	
	下片岡集落センターに指定管理者制度を導入	○	●	●	●	●	総務課	指定管理者制度導入に向けての準備と調整を行い、平成 18 年度当初から指定管理者に委託できる環境を整えた。⑰ ⇒ 指定管理者制度を導入した。⑱
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	総務/平成 21 年度、再度、片岡区と指定管理に関する基本協定を締結した。使用に関しては、毎月固定した利用者がいるが、使用料は見込めず、自治会からの維持費の支出がある。	
	神戸集落センターの管理のあり方を検討	○	●	●	●	●	総務課	指定管理者制度導入に向けての準備と調整を行い、平成 18 年度当初から指定管理者に委託できる環境を整えた。⑰ ⇒ 指定管理者制度を導入した。⑱
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	総務/平成 21 年度、再度、北区と指定管理に関する基本協定を締結した。神戸集落センターは、障害者施設として利用しているため、社会福祉課が維持管理について支払いをしており、北区としての支出は抑えられていた。しかし、平成２２年度途中に利用が終了する。今後の利用については、２団体の利用が検討されている。町、北区とも引き続き団体が利用することを望む。	
	展望台小山城の管理のあり方を検討	○	○				産業課	臨時職員３名の交替制で管理を行った。⑰
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	産業/臨時職員３名での管理は少し無理があり、総務課で障害者雇用を１名増員してスムーズな管理ができた。	
	郷土資料館の管理のあり方を検討	○	○				産業課	臨時職員３名の交替制で管理を行った。（平成 16 年度から閉館状態）⑰ 早期開館に向け準備を進める。⑱ 業者に委託し、日曜開放を検討した。⑳ シルバー人材センターに委託し日曜・祝日の開放を開始した。㉑
	活動のまとめ	☆	☆	☆	☆	★	産業/平成２１年度よりシルバー人材センターに委託し日曜・祝日の開放を開始した。	
	中央公民館の管理のあり方を検討	○					教育委員会事務局	公民館運営審議会の中で、町民サービス向上のための管理のあり方を検討し、現状の直営で管理していく。⑰
	活動のまとめ	☆					教育委員会/公民館運営審議会の中で、町民サービス向上のための管理のあり方を検討し、現状の直営で管理していく。	
	勤労者会館の管理のあり方を検討	○					教育委員会事務局	勤労者会館運営委員会の中で、町民サービス向上のための管理のあり方を検討し、現状の直営で管理していく。⑰
	活動のまとめ	☆					教育委員会/勤労者会館運営委員会の中で、町民サービス向上のための管理のあり方を検討し、現状の直営で管理していく。	

	図書館に指定管理者制の導入を検討	○					教育委員会事務局	関係する法律が定める「図書館無料の原則」や高度な専門技術職員の確保と育成という観点から指定管理者制度等について検討し、指定管理者制度等の民営化にはなじまないとの結論に至った。⑰
	活動のまとめ	☆					教育委員会/関係する法律が定める「図書館無料の原則」や高度な専門技術職員の確保と育成という観点から指定管理者制度等について検討し、指定管理者制度等の民営化にはなじまないとの結論に至ったため、現状の直営で管理していく。	
	学習ホールに指定管理者制度導入を検討	○	○				教育委員会事務局	近隣市町の類似施設の状況調査を行った。⑰ ⇒ 状況調査を公民館運営審議会で報告し、委員の意見を踏まえ、現状のまま直営で管理していく。⑱
	活動のまとめ	☆	☆				教育委員会/近隣市町の類似施設の状況調査を行い、状況調査を公民館運営審議会で報告した。委員の意見を踏まえ、現状のまま直営で管理していく。	
⑤　社会福祉施設	健康福祉センターに指定管理者制度を導入	○	●	●	●	●	高齢者支援課	設置条例整備や諸準備を平成 17 年度末までに完了。（H18.4.1　指定管理制度を導入）⑰　⇒指定管理者制度を導入⑱　⇒指定管理者制度を継続(H21～23 年度)
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	高齢者支援/平成１８年度から指定管理者制度を導入したが、平成１７年度まで管理委託を受けていた社会福祉法人が引き続き指定管理者となったことで、安定した運営が継続されていると考えられる。指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用し、町民のサービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とすることから、地域の総合的な社会福祉施設である健康福祉センターのより良い運営管理のために、町と指定管理者は、それぞれの役割を果たすように努めなければならない。指定管理者制度が効果的に活用されるように、指定管理者の業務範囲、目標設定及び評価の方法等について検討する必要がある。	
	神戸西会館の管理のあり方を検討	○					社会福祉課	県隣協館長研修会にて、隣保館のあり方や現状について話し合いを行い、直接管理を行うこととした。
	活動のまとめ	☆					社会福祉/神戸西会館は、直接管理することとした。	
	さくら授産所に指定管理者制度を導入	○	●	●	●	●	社会福祉課	１８年４月１日から指定管理者制度を導入出来るように準備・調査等を行い、委託できるよう環境を整えた。⑰　⇒　指定管理者制度を導入⑱⑲⑳㉑
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	社会福祉/平成１８年度から指定管理者制度を導入した。	
	高齢者介護ホームに指定管理者制度を導入	○	●	●	●	●	高齢者支援課	設置条例整備や諸準備を平成 17 年度末までに完了。（H18.4.1　指定管理制度を導入）⑰　⇒指定管理者制度を導入⑱　⇒指定管理者制度を継続(H21～23 年度)
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	高齢者支援/平成１８年度から指定管理者制度を導入した高齢者介護ホームは、介護保険法に基づくデイサービス事業の指	

							定事業者により管理されているため、経費的に安価であり、指定管理者制度の目的は概ね達成されていると考えられる。指定管理者制度がより効果的に活用されるように、目標設定及び評価の方法等について検討する必要があり、町と指定管理者は、それぞれの役割を果たすように努めなければならない。	
	中央児童館の管理のあり方を検討	○					社会福祉課	中央児童館の管理のあり方を検討し、直接管理を行った。⑰ ⇒ 児童館としての子育て支援のあり方、学童保育事業との連携を検討し、直接管理を行った。⑱ ⇒ 子育て支援の中核的施設としての中央児童館の管理について検討し、直接管理現状のまま直営で管理していくこととした。⑲ ⇒子育て支援の中核的施設として現状のまま直営で管理していくこととした。⑳ ⇒子育て支援の中核的施設として現状のまま直営で管理していくこととした。㉑
	活動のまとめ	☆	☆	☆	☆	☆	社会福祉/子育て支援の中核的施設として現状のまま直営で管理していくこととした。	
	老人福祉センターに指定管理者制度を導入	○	●	●	●	●	高齢者支援課	設置条例整備や諸準備を平成 17 年度末までに完了。(H18.4.1 指定管理制度を導入）⑰ ⇒ 指定管理者制度を導入⑱ ⇒指定管理者制度を継続(H21～23 年度)
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	高齢者支援/平成１８年度から指定管理者制度を導入したが、平成１７年度まで管理委託を受けていた社会福祉法人が引き続き指定管理者となったことで、安定した運営が継続されていると考えられる。老人福祉センターの指定管理者の業務範囲は、施設の管理だけでなく、老人福祉センター設置条例に基づく各種事業の実施が含まれるため、専門性が求められる。指定管理者により、老人福祉センターを活用した老人福祉事業が、より充実して実施されるように、目標設定及び評価の方法等について検討する必要がある。	
	在宅介護支援センターを廃止	○	●				高齢者支援課	地域包括支援センター設立に伴い、高齢者福祉計画策定委員会において審議し、H18.3.31 をもって廃止。⑰
	活動のまとめ	★					高齢者支援/法改正により、平成 18 年度より介護保険法の中に地域支援事業が位置づけられ、在宅介護支援センターの機能をさらに充実させた、直営の「地域包括支援センター」を、平成 18 年４月１日付けで設置。	
	北区いきいきセンターに指定管理者制度を導入	○	●	●	●	●	高齢者支援課	設置条例整備や諸準備を平成 17 年度末までに完了。(H18.4.1 指定管理制度を導入）⑰ ⇒ 指定管理者制度を導入⑱ ⇒指定管理者制度を継続(H21～23 年度)
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	高齢者支援/平成１８年度から指定管理者制度を導入したが、平成１７年度まで管理委託を受けていた組合が引き続き指定管理者となったことで、安定した運営が継続されていると考えられる。北区いきいきセンターの指定管理者の業務範囲は、	

							施設の管理だけでなく、北区いきいきセンター設置条例に基づく介護予防に関する事業の実施が含まれるため、専門性が求められる。指定管理者により、北区いきいきセンターを活用した介護予防事業が、より充実して実施されるように、目標設定及び評価の方法等について検討する必要があり、町と指定管理者は、それぞれの役割を果たすように努めなければならない。	
	あやめ保育園の指定管理者制度導入を検討	○	○	○			社会福祉課	平成 17 年度の法改正により公立保育園への国・県からの運営補助金がなくなったことから、指定管理者制度の導入メリットがなくなったため、民営化の可能性について入園児童の動向と保育園の統廃合を基本にして、子育て支援事業との関連、保育機能の充実を含めて包括的に検討し直接管理を行っている。⑱ ⇒ 建物の老朽化が著しく、園児数が町内保育園の中で 65 人と最も少なく、入所園児についても減少傾向にあるため、効率的な運営を行うよう段階的に他園との統合を優先させ指定管理者制度の導入はしないこととした。⑲ ⇒新入園時の入園調整を行い、２３年３月までにさくら保育園へ編入し、段階的に縮小・廃止する。また、保護者への意向を調査する。⑳ ⇒新入園時の入園調整を行い、段階的に縮小・廃止する。また、保護者への意向を調査した。㉑
	活動のまとめ	☆	☆	☆	☆	☆	社会福祉/効率的な運営を行うよう段階的に他園との統合を優先させ指定管理者制度の導入はしないこととした。新入園時の入園調整を行い、段階的に縮小・廃止する。また、保護者への意向を調査した。	
	さくら保育園の指定管理者制度導入を検討	○	○	○			社会福祉課	平成 17 年度の法改正により公立保育園への国・県からの運営補助金がなくなったことから、指定管理者制度の導入メリットがなくなったため、民営化の可能性について入園児童の動向と保育園の統廃合を基本にして、子育て支援事業との関連、保育機能の充実を含めて包括的に検討し直接管理を行っている。⑱ ⇒ 指定管理者制度の導入に関して各種情報の収集、吉田町次世代育成支援行動計画に基づく地域子育て支援センター等の子育て支援事業との関連、保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。なお、民営化については今後の検討課題とした。⑲ ⇒保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。⑳ ⇒保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。㉑
	活動のまとめ	☆	☆	☆	☆	☆	社会福祉/保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。	

	すみれ保育園の指定管理者制度導入を検討	○	○	○			社会福祉課	平成 17 年度の法改正により公立保育園への国・県からの運営補助金がなくなったことから、指定管理者制度の導入メリットがなくなったため、民営化の可能性について入園児童の動向と保育園の統廃合を基本にして、子育て支援事業との関連、保育機能の充実を含めて包括的に検討し直接管理を行っている。⑱ ⇒ 指定管理者制度の導入に関して各種情報の収集、吉田町次世代育成支援行動計画に基づく地域子育て支援センター等の子育て支援事業との関連、保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。なお、民営化については今後の検討課題とした。⑲ ⇒保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。⑳ ⇒保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。㉑
	活動のまとめ	☆	☆	☆	☆	☆	社会福祉/保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。	
	さゆり保育園の指定管理者制度導入を検討	○	○	○			社会福祉課	平成 17 年度の法改正により公立保育園への国・県からの運営補助金がなくなったことから、指定管理者制度の導入メリットがなくなったため、民営化の可能性について入園児童の動向と保育園の統廃合を基本にして、子育て支援事業との関連、保育機能の充実を含めて包括的に検討し直接管理を行っている。⑱ ⇒ 指定管理者制度の導入に関して各種情報の収集、吉田町次世代育成支援行動計画に基づく地域子育て支援センター等の子育て支援事業との関連、保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。なお、民営化については今後の検討課題とした。⑲ ⇒保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。⑳ ⇒保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。㉑
	活動のまとめ	☆	☆	☆	☆	☆	社会福祉/保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。	
	わかば保育園の指定管理者制度導入を検討	○	○	○			社会福祉課	平成 17 年度の法改正により公立保育園への国・県からの運営補助金がなくなったことから、指定管理者制度の導入メリットがなくなったため、民営化の可能性について入園児童の動向と保育園の統廃合を基本にして、子育て支援事業との関連、保育機能の充実を含めて包括的に検討し直接管理を行っている。⑱ ⇒ 指定管理者制度の導入に関して各種情報の収集、吉田町次世代育成支援行動計画に

								基づく地域子育て支援センター等の子育て支援事業との関連、保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。なお、民営化については今後の検討課題とした。⑲　⇒保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。⑳　⇒保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。㉑
	活動のまとめ	☆	☆	☆	☆	☆	社会福祉/保育に対する保護者からの要望について総合的に検討した結果、現状のまま直営で管理していくこととした。	
	町営住宅さくら団地の管理のあり方を検討	○					都市建設課	管理について検討したが当分は現状のままで管理していく。⑰　⇒　民間住宅の借上方式等による町営住宅の供給、又、指定管理者制度による管理の可能性などを検討したが、現状のままで管理していく。⑱
	活動のまとめ	☆	☆				都市建設/指定管理者制度による管理について検討したが、現在の老朽化した住宅では、指定管理にそぐわないため、現状のまま町が管理することとする。今後は、町営住宅の「長寿命化修繕計画」を策定し、住宅の維持管理、改善計画を作り対応していく。	
	町営住宅松下団地の管理のあり方を検討	○					都市建設課	管理について検討したが当分は現状のままで管理していく。⑰　⇒　民間住宅の借上方式等による町営住宅の供給、又、指定管理者制度による管理の可能性などを検討したが、現状のままで管理していく。⑱
	活動のまとめ	☆	☆				都市建設/指定管理者制度による管理について検討したが、現在の老朽化した住宅では、指定管理にそぐわないため、現状のまま町が管理することとする。今後は、町営住宅の「長寿命化修繕計画」を策定し、住宅の維持管理、改善計画を作り対応していく。	
	町営住宅住吉団地の管理のあり方を検討	○					都市建設課	管理について検討したが当分は現状のままで管理していく。⑰　⇒　民間住宅の借上方式等による町営住宅の供給、又、指定管理者制度による管理の可能性などを検討したが、現状のままで管理していく。⑱
	活動のまとめ	☆	☆				都市建設/指定管理者制度による管理について検討したが、現在の老朽化した住宅では、指定管理にそぐわないため、現状のまま町が管理することとする。今後は、町営住宅の「長寿命化修繕計画」を策定し、住宅の維持管理、改善計画を作り対応していく。	

	町営住宅松原団地の管理のあり方を検討	○					都市建設課	管理について検討したが当分は現状のままで管理していく。⑰ ⇒ 民間住宅の借上方式等による町営住宅の供給、又、指定管理者制度による管理の可能性などを検討したが、現状のままで管理していく。⑱
	活動のまとめ	☆	☆				都市建設/指定管理者制度による管理について検討したが、現在の老朽化した住宅では、指定管理にそぐわないため、現状のまま町が管理することとする。今後は、町営住宅の「長寿命化修繕計画」を策定し、住宅の維持管理、改善計画を作り対応していく。	
	町営住宅片岡団地の管理のあり方を検討	○					都市建設課	管理について検討したが当分は現状のままで管理していく。⑰ ⇒ 民間住宅の借上方式等による町営住宅の供給、又、指定管理者制度による管理の可能性などを検討したが、現状のままで管理していく。⑱ 一戸の退去住宅を廃止するため、返還手続きを進めていく。⑲ 退去したため住宅を廃止し、撤去した⑳
	活動のまとめ	☆	☆	☆	★		都市建設/老朽化が進んでいた住宅であり、退去したため、住宅を廃止し、撤去した。	
	町営住宅西の坪団地の管理のあり方を検討	○					都市建設課	管理について検討したが当分は現状のままで管理していく。⑰ ⇒ 民間住宅の借上方式等による町営住宅の供給、又、指定管理者制度による管理の可能性などを検討したが、現状のままで管理していく。⑱ 住宅の老朽化が進んでいるため、入居者に移転していただくよう訪問し、理解を求めていく。⑲
	活動のまとめ	☆	☆	☆	☆		都市建設/老朽化が進んでいるため、入居者に移転していただくよう求めていく。	
民間委託の検討結果	48施設の民間委託を検討（平成２２年４月１日現在） 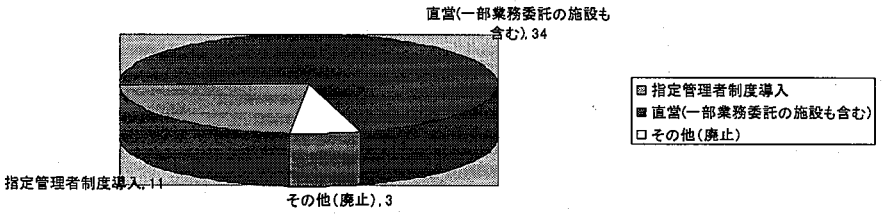 ４８施設について民間委託等を検討した結果、指定管理者に移行したものが１１施設、直営施設が３４施設（一部業務委託の施設も含む）、廃止した施設が３施設となった。							

２　公の施設以外及びその他の事務の取り組み

取り組み事項	内容及び基本的考え方	実施年度					担当課	取組状況
		17	18	19	20	21		
① 事務事業	庁舎等の清掃管理業務の委託は継続	●	●	●	●	●	総務課 関係各課	総務課契約管理/委託業務全般を点検し、安価で効率的な業務内容に精査しながら委託事務を進め、庁舎内の環境を良好に維持した。 社会福祉/児童館で委託を継続した。 高齢者支援/健康福祉センター利用者に安全・快適な利用環境を提供し保つことに努めた。 産業/小山城・資料館及びその周辺について、清掃管理を継続的に実施した。 下水道/安定した施設維持を図るため、業務委託を継続した。 学校教育/学校施設について、教職員及び生徒により継続的に実施し、経費節減に努めた。 社会教育/施設の維持、美観、清潔感を保ち、利用者等へ快適な環境を提供した。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務課契約管理/例年業務内容を精査して行く中で、平成２０年度には、平成２３年度までの長期継続契約を締結した。 社会福祉/施設の維持、美観、清潔感を保ち、利用者等へ快適な環境を提供した。 高齢者支援/健康福祉センター施設について清掃管理業務委託を継続することで、利用者に安心・安全な利用環境を提供することができた。 産業/小山城・資料館及びその周辺について、清掃管理を継続的に実施できた。 教育委員会/総合体育館、体育センター、学習ホール、図書館の維持、美観、清潔感を保つため、清掃管理業務を委託し、利用者等へ快適な環境を提供した。	
	庁舎等の警備保障業務の委託は継続	●	●	●	●	●	総務課 関係各課	総務課契約管理/委託業務全般を点検し、安価で効率的な業務内容に精査しながら委託事務を進め、安全で安定的な庁舎管理に努めた。 社会福祉/児童館・放課後児童クラブで委託を継続した。 健康づくり/警備保障業務の委託は行っていない、情報の安全管理の重要性から検討した。 健康づくり/住民基本情報を活用して業務を遂行しており、個人情報などのデータの安全管理のために警備保障業務委託の導入を検討した。⑳ 健康づくり/次年度の実施計画には、保健センターの警備保障業務委託を組み入れたが、他の保健事業

								を優先したため、実施には至らなかった。㉑ 産業/小山城・資料館について、警備保障業務委託を契約し、緊急時に備えた。 下水道/安定した施設維持を図るため、業務委託を継続した。 学校教育/学校施設について、警備保障業務委託を契約し、緊急時に備えた。 社会教育/所管する施設について、警備保障業務を契約し、緊急時に備えた。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務課契約管理/例年業務内容を精査して行く中で、平成２０年度には、平成２２年度までの長期継続契約を締結した。 社会福祉/夜間、休日、無人時における防犯警備、緊急時にそなえ安全に管理できた。 健康づくり/保健センターは、健康管理事業の拠点であり、町民の大切な個人情報が多数あり、警備保障業務委託の必要性は把握しているが、他の保健事業を優先して実施しなければいけないため、警備保障の委託業務実施までには至っていない。 産業/小山城・資料館について、警備保障業務委託を契約し、緊急時に備え安全に管理できた。 教育委員会/学校施設や所管する施設について、警備保障業務委託を契約し、緊急時に備えた。	
	住民検索、給与計算、課税業務、福祉業務等の電算処理業務の委託は継続	●	●	●	●	●	関係各課	総務/委託業者との連携を強め、平成 18 年度施行の給与制度大改革に対応するための事務を効率的かつ円滑に進めた。⑪ 総務/効率的な行政運営を行うため引き続き給与計算、文書管理システム等業務委託を継続した。⑱ 税務/法人町民税課税事務を新たに電算処理業務とし、事務の効率化を進めた。⑰ 税務/滞納管理システムの導入により、事務の効率化を進めた。⑱ 税務/エルタックスの環境及びシステム整備を行い、事務の効率化を進めた。⑳ 町民/事務効率化のため、住民基本台帳、住基ネット、外国人登録及び戸籍の電算処理と保守業務は継続した。 社会福祉/福祉業務等で委託を継続とした。 健康づくり/平成 20 年度に向け、検診等の委託業務について見直しを行い、効率化を図った。委託先の変更を検討した。⑰ 健康づくり/母子保健事業、予防接種業務、老人保健事業の委託を継続した。⑱ 健康づくり/平成２０年度からの法律改正の施行に伴い、健診等の電算処理業務の見直しを行い、セキ

								ュリティを考慮し、住民基本台帳システムと連動した健康管理システムの導入について、平成２０年４月の導入に向け検討した。⑲ 健康づくり/住民基本台帳システムと連動した健康管理システムを導入して、がん検診・予防接種等の電算処理業務を行った。⑳㉑ 下水道/事務事業の効率を図るため、業務委託を継続した。 水道/安定した施設維持を図るため、業務委託を継続した。 社会教育(図書館)/図書館業務を正確、迅速に処理するため、業務委託を継続した。 教育委員会(図書館)/図書館業務を正確、迅速に処理するため、図書館情報システムを導入し、保守点検の業務委託を継続するとともに、新システムの導入について検討した。㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/給与計算、文書管理システム等の業務委託により事業の効率化を図った。 町民/事務の効率化のため、保守業務を実施し住民サービスに努めた。 健康づくり/住民基本台帳システムと連動した健康管理システムを導入し、予防接種・がん検診等の受診票の発行や事後処理などを電算で処理したため、事業が円滑かつ的確に行われた。 水道/業務委託を継続した結果、水道業務を正確、迅速に処理することができた。 教育委員会/図書館業務を正確、迅速に処理するため、図書館情報システムを導入し。保守点検の業務委託を継続するとともに新システムの導入について検討した。	
	庁舎等のビル管理業務の委託は継続	●	●	●	●	●	総務課 関係各課	総務課契約管理/委託業務全般を点検し、安価で効率的な業務内容に精査しながら委託事務を進め、庁舎を良好な状態に保った。 高齢者支援/健康福祉センターを利用者が安心して利用できるように設備管理体制の維持に努めた。 水道/安定した施設維持を図るため、業務契約を維持した。 学校教育/学校施設について、教職員及び生徒により継続的に実施し、経費節減に努めた。 社会教育/安定した施設維持を図るため、施設点検保守等の業務契約を維持した。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務課契約管理/例年業務内容を精査して行く中で、合併浄化槽維持管理業務費の削減を目的に公共下水道への接続を行った。	

							高齢者支援/健康福祉センター施設について総合設備管理業務委託を継続することで、利用者に安心・安全な利用環境を提供することができた。 水道/業務委託を継続した結果、安定した施設維持を図ることができた。 教育委員会/学校施設について、教職員及び生徒により継続的に実施し、経費節減に努めた。社会教育施設の安定した施設維持を図るため、施設点検保守等の業務契約を維持した。	
	住民及び職員の健康診断・検診業務の委託は継続	●	●	●	●	●	総務課	総務/医療機関に委託し、職員が健診を受ける機会を確保し、職員の健康管理に努めた。 健康づくり/平成 20 年度からの大幅な医療制度改革を踏まえ、健診業務等における町としての対応を検討した。⑰ 健康づくり/医師会、医療機関等に委託し住民が健診（検診）を受けやすいよう配慮した。⑱⑲ 健康づくり/住民の健診（検診）を医師会や医療機関等に委託した。⑳㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/医療機関に委託し、職員が健診を受ける機会を確保し、職員の健康管理に努めた。 健康づくり/集団予防接種や歯周疾患検診を医師会や医療機関と委託し、町民に対してきめ細かな保健サービスを提供することができた。	
	道路、公園等の測量・設計調査業務の委託は継続	●	●	●	●	●	関係各課	社会福祉/放課後児童クラブで委託を継続とした。 産業/津波危機管理対策緊急事業に伴う設計調査業務を委託した。⑰⑲ 産業/水産基盤整備事業に伴う設計調査業務を委託した。⑱⑲ 都市建設/事務事業の効率を図るため業務委託は継続とした。 下水道/事務事業の効率を図るため、道路維持修繕工事を継続した。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	社会福祉/学区内に中央放課後児童クラブ 、住吉放課後児童クラブ 、白彊放課後児童クラブの施設を設置した。 産業/津波危機管理対策緊急事業に伴う設計調査業務を委託し適正な工事発注ができた。 都市建設/業務委託することにより、事務事業の効率化を図ることができた。	
	小山城まつり、花火大会、凧あげ大会等のイベント業務の委託は継続	●	●	●	●	●	産業課 関係各課	産業/３大イベントについては、観光協会に委託した。観光協会の独立を含め、民間主導となるよう実行委員の意識改革に努力した。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	産業/３大イベントについては、観光協会に委託した。観光協会の独立を含め、民間主導となるよう実行委員の意識改革に努	

							力し進めた。イベントは盛大に実行できた。	
	庁舎、公園、水門等の電気保安業務の委託は継続	●	●	●	●	●	関係各課	総務課契約管理/庁舎を含む町有施設一括契約を行い、電気保安業務の効率化と低廉化に努めた。 産業/大幡川水門保守点検業務及び電気保安管理業務を委託し、緊急時に備えた。 都市建設/事務事業の効率を図るため業務委託は継続とした。⑰ 都市建設/水門等の電気保安業務は、業務委託を継続し、事務事業の効率化を図った。⑱ 下水道/事務事業の効率を図るため、業務委託を継続した。 水道/事務事業の効率化を図るため、業務契約を継続した。 学校教育/学校施設について、電気保安業務委託を契約し、緊急時に備えた。 社会教育/社会教育施設等について、電気保安業務委託を契約し、緊急時に備えた。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務課契約管理/平成１８年度には１９件、平成２０年度には２１件、平成２１年度には２５件の町有施設について一括契約を行った。一括契約を行うことによりグループ割引の適用を受けて経費の節減に努めた。 産業/大幡川水門保守点検業務及び電気保安管理業務を委託し、緊急時に備え、安全に管理できた。 都市建設/専門的知識を有する業者に業務委託することにより、効率的に管理業務を行うことができた。 水道/業務委託を継続した結果、安定した施設維持を図ることができた。 教育委員会/学校施設や社会教育施設等について、電気保安業務委託を契約し、緊急時に備えた。	
	議会等の速記反訳業務の委託は継続	●	●	●	●	●	関係各課	町民/住民基本台帳カード作成に係る業務委託契約は、継続とした。（住民窓口部門）⑱⑲⑳㉑ 産業/農業委員会の議事録を委託した。 議会/本会議分及び、会期中の委員会分の会議録について、継続して実施した。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	町民/住民基本台帳カード作成事務を迅速に実施した。 産業/農業委員会の議事録について委託をし、実施できた。 議会/本会議などの速記反訳業務を委託することで迅速に会議録を作成できるようになり、会議録の閲覧が早急に出来るようになった。	
	道路、公園等の施設管理業務の委託は継続	●	●	●	●	●	関係各課	総務課契約管理/庁舎周辺の植栽管理業務について、適時期に業者委託による剪定作業を実施し、良好な状態を保った。

								産業/海岸トイレ及びその周辺について、清掃管理を継続的に実施した。能満寺公園及び吉田海岸観光施設（公園）の緑化木管理業務を継続的に実施した。 都市建設/事務事業の効率を図るため業務委託は継続とした。⑰ 都市建設/道路、公園等の植栽の管理を業者に委託し、事務事業の効率化を図った。⑱ 下水道/事務事業の効率を図るため、業務委託を継続した。 学校教育/学校施設について、教職員及び生徒により継続的に実施し、経費節減に努めた。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★		総務課契約管理／年１回剪定作業を委託し、良好な状態を保った。 産業/海岸トイレ及びその周辺について、清掃管理を継続的に実施し清潔に管理できた。能満寺公園及び吉田海岸観光施設（公園）の緑化木管理業務を継続的に実施し、清潔な管理ができた。 都市建設/業務委託することにより、事務事業が効率的に行うことができた。 教育委員会/学校施設について、教職員及び生徒により継続的に実施し、経費節減に努めた。

Ⅲ　定員管理・給与の適正化

１　定員管理の適正化

取り組み事項	内容及び基本的考え方	実施年度					担当課	取組状況
		17	18	19	20	21		
①　簡素で効率的な組織・機構の検討	新たな行政ニーズに対応し、町民にわかりやすい組織・機構	●	●	●	●	●	総務課	町の重要施策を担う健康づくり課を新設する一方、都市計画課と建設課を統合して都市建設課を設置し、都市基盤の効率的整備に努めるなど、効率化に努めた。⑰ 地方分権の受け皿づくりを積極的な推進し、行財政改革のより一層の推進に寄与するため、財政部門を企画課へ移管するとともに、税務業務の一元化を図るため、住民税と固定資産税を課税部門として統合した。⑱ 組織のフラット化を図るため、都市建設課土地区画整理室を廃止した。⑲ 課長職を含む多くの職員が退職する状況下、組織全体の能率の低下と住民へのサービス低下を招くことのないよう、機構改革を行い、１５課１局から１２課２局に変更した。また、「契約管理課」を総務

								課に、「社会教育課」「学校教育課」を教育委員会事務局の部門として配置した。⑳ 行政運営に関するチェック機能を高めるため、外部監査制度を施行した。㉑ 人事管理の可視化を目的として、優遇退職実施要綱運用指針を施行した。㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/機構改革等を行い、多様化する行政ニーズの対応に努めた。	
② 定員適正化計画の策定	新たな行政ニーズの発生等に対して的確に対応するための定員管理計画の策定及び定員適正化の推進	●					総務課	前年度より３人少ない 224 人の職員数にするとともに、平成 17 年 11 月には、５年間で職員数を4.9%純減する内容の吉田町定員管理計画を策定した。⑰ 計画に基づき適正な定員管理を行った。⑱ 定員適正化手法の一つである再任用職員の活用をするため、再任用制度の運用に関する実施要綱を定めた。⑲ 再任用職員４人を採用した。⑳ 再任用職員４人の任期を更新した。㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/定員管理計画を策定し、定員管理を行った。	
③ 任期付職員制度の活用	有資格者等の確保の観点に立った任期付職員制度の活用	○	●				総務課	平成 18 年３月に条例を改正し、平成 18 年４月から任期付職員を活用できる環境を整備した。⑰ 任期付職員の採用、配置場所等を検討した。⑱ 専門的知識経験を有する分野の研究を行った。⑲ 教育委員会事務局に指導主事を配置した。⑳㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/任期付職員を活用できる環境を整備し、教育委員会事務局に指導主事を配置した。	

職員数の推移

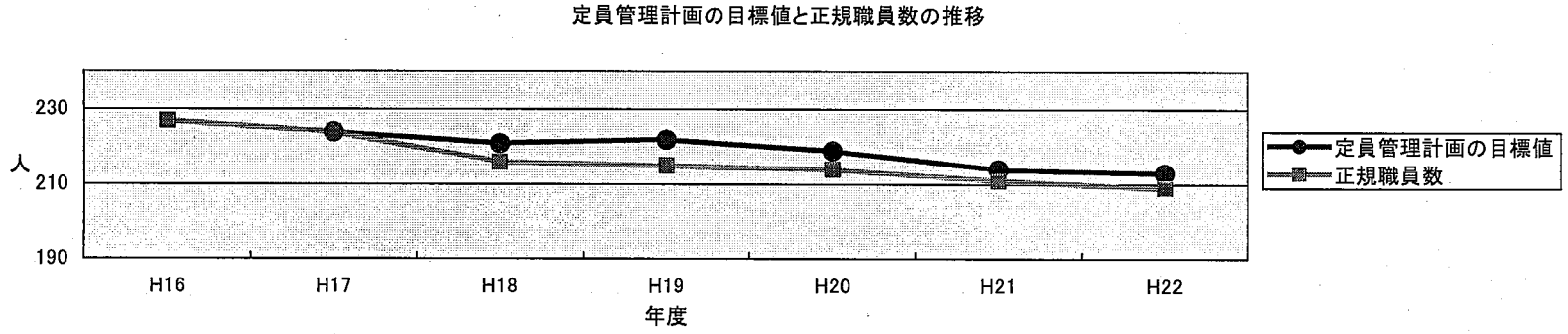

	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
定員管理計画の目標値		224人	221人	222人	219人	214人	213人
正規職員数	227人	224人	216人	215人	214人	211人	209人
再任用職員					1人	4人	4人
任期付き職員					1人	1人	1人
純減率（H17を基準）			3.57%	4.02%	4.46%	5.80%	6.70%

２　給与の適正化

取り組み事項	内容及び基本的考え方	実施年度 17	18	19	20	21	担当課	取組状況
①　昇給運用の是正	年功的な給与上昇の抑制	○	○	●	●	●	総務課	平成18年4月1日の給与制度改正に合わせ、今後の職制のあり方と給料表の適用基準の検討を開始した。⑰ 給与制度改革に沿った適正な運用に努めた。人事評価制度の構築に向け調査・検討を行った。⑱ 給与制度改革に沿って適正な運用に努めたほか、人事評価制度の構築に向け制度設計を開始した。⑲ 給与制度改革に沿って適正な運用に努めたほか、人事評価制度の試行を開始した。⑳ 給与制度改革に沿って適正な運用に努めたほか、人事評価制度の試行を行った。㉑
	活動のまとめ	☆	☆	★	★	★	総務/給与制度改革に沿って適正な運用に努めたほか、人事評価制度の試行を行った。	
	職務・職責に応じた俸給構造への転換	○	○	●	●	●	総務課	平成18年4月1日の給与制度改正に合わせ、今後の職制のあり方と給料表の適用基準の検討を開始した。⑰ 1 級1職を原則とした職制のあり方について、人事評価制度の構築と昇任試験制度の導入について、引き続き検討した。⑱ 機構改革の検討に併せた職制の見直しに加え、人事評価制度・昇任試験制度の導入に向けた制度設計を開始した。⑲ 1級1職の職制を事務職で実現したほか、簡易の昇任試験を実施し、検討した。⑳

								「主幹」「副主幹」を廃止し、「主査」とした。また、「園長」を４級から５級とし、「園長補佐」を３級から４級に変更した。⑳
	活動のまとめ	☆	☆	★	★		総務/１級１職の職制を事務職で実現したほか、人事評価制度・昇任試験制度の導入に向けた制度設計を開始した。	
	勤務実績の給与への反映	○	○	●	●	●	総務課	給与に反映することを前提とした勤務評定制度の再構築と昇任試験制度の導入について検討を開始した。⑰ 引き続き検討した。⑱ 職員アンケートで勤務実績の給与への反映の意識・意向を把握すると同時に、人事評価制度の構築に向け制度設計を開始した。⑲ 人事評価制度成計の過程において、給与への反映スケジュールを検討した。⑳
	活動のまとめ	☆	☆	★	★		総務/人事評価制度成計の過程において、給与への反映スケジュールを検討した。	
② 退職手当の見直し	退職時における在職２０年以上の昇給特例を廃止	●					総務課	在職 20 年以上の者の退職時特別昇給制度については、平成 17 年７月１日付けをもって廃止した。
	活動のまとめ	★					総務/在職 20 年以上の者の退職時特別昇給制度については、平成 17 年７月１日付けをもって廃止した。	
③ 諸手当の見直し	管理職手当の見直し	○	○	●	●	●	総務課	管理職手当の定額支給に向けて、解消しなければならない課題等の把握と対処法について検討を開始した。⑰ 管理職手当の定額支給に向けて、人事評価制度と併せて検討した。⑱ 管理職手当の定額支給に向けて、機構改革をも視野に入れて検討した。⑲ 管理職手当の定額支給を開始した。⑳
	活動のまとめ	☆	☆	☆	★	★	総務/管理職手当の定額支給を開始した。	
	特殊勤務手当の見直し	●					総務課	特殊勤務手当の全般を見直し、国の基準に合わない手当や合理性のない手当の全てを平成 18 年１月１日までに廃止した。
	活動のまとめ	★					総務/特殊勤務手当の全般を見直し、国の基準に合わない手当や合理性のない手当の全てを平成 18 年１月１日までに廃止した。	
諸手当の見直し	特殊勤務手当の見直しについては、吉田町行財政構想改革推進本部が平成１６年１１月２日に決定した「行財政構造改革推進方針（第１次）」に盛り込まれ、平成１７年度において自主的な対応として見直しを実施した。 「吉田町職員の特殊勤務手当に関する条例」（平成１７年１２月１３日条例第２３号）に規定された特殊勤務手当の改正は次のとおり。							

手当の種類	支給対象	支給額	改正に向けての対応
伝染病防疫作業手当	伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において防疫作業に従事した職員	１件１人 500 円	特殊勤務手当の支給要件に合致、支給継続。
犬猫等死体処理作業手当	犬猫等の死体処理作業に従事した職員	１件１人 300 円	特殊勤務手当の支給要件に合致、支給継続。
行旅病死人取扱作業手当	行旅病人及び行旅死亡人の取扱作業に従事した職員	病人１件 500 円 死亡人１件 10,000 円	特殊勤務手当の支給要件に合致、支給継続。
自転車運転手当	公用自動車の運転を本務とする職員	月額 1,500 円	平成１７年１２月議会に改正条例を提案し、平成１８年１月１日から廃止。
町税徴収及び調査手当	町税の賦課、徴収及び家屋調査等を本務とする職員	月額 1,500 円	平成１７年１２月議会に改正条例を提案し、平成１８年１月１日から廃止。
道路舗装及び補修作業手当	道路の舗装及び補修作業を本務とする職員	月額 1,500 円	平成１７年１２月議会に改正条例を提案し、平成１８年１月１日から廃止。
保育業務手当	幼児の保育及び給食作業を本務をする職員	月額 1,500 円	平成１７年１２月議会に、支給対象者の中から給食員を削る内容の改正条例を提案し、平成１８年１月１日から施行。
清掃作業手当	清掃業務を本務とする職員	日額 200 円	平成１７年１２月議会に改正条例を提案し、平成１８年１月１日から廃止。
家畜伝染病防疫手当	家畜の法定予防注射、定期検査を本業とする職員	月額 1,000 円	平成１７年１２月議会に「月額支給から、実際に想定している業務に従事した場合、日額 600 円を支給する」内容に改める改正条例を提案し、平成１８年１月１日から施行。

３　定員、給与の公表

取り組み事項	内容及び基本的考え方	実施年度					担当課	取組状況
		17	18	19	20	21		
①　定員・給与の公表	広報よしだやホームページ等を媒体にした定員・給与の公表	●	●	●	●	●	総務課	平成 17 年 12 月に簡易的な給与情報を公表し、重ねて、条例規定に準じた給与情報を平成 18 年３月にホームページで公表した。⑰ 平成１９年１月に「広報よしだ」において職員給与情報を公表するとともに、詳細について同年３月にホームページで公表した。⑱ 平成 20 年１月に「広報よしだ」において職員給与情報を公表するとともに、詳細について同年３月にホームページで公表した。技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針をホームページで公

								表した。⑲ 引き続き、広報よしだ等に職員給与情報を掲載した。⑳㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/広報よしだ等に職員給与情報を掲載した。	

４　人材育成の推進

取り組み事項	内容及び基本的考え方	実施年度					担当課	取組状況
		17	18	19	20	21		
①　ジョブ・ローテーション・システムの確立	長期的・総合的な視点に立ち、職員の能力を最大限に発揮できるような体制の構築	○	●	●	●	●	総務課	職員の育成を念頭に置き、重要な懸案事項に対して積極的に取り組む体制に努めた。 「人材育成基本方針」を改訂した。⑳
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	総務/「人材育成基本方針」を改訂し、職員の能力を最大限に発揮できるような体制の構築に努めた。	
②　勤務評定制度の充実	能力主義、成果主義を重視した人事評価システムの構築	○	●	●	●	●	総務課	昇任及び昇給に直接的に反映できる勤務評定制度の構築を目指して研究を開始した。⑰ 引き続き調査研究を行った。⑱ 人事評価制度の構築に向けて制度設計を開始した。⑲ 人事評価制度の定着研修を行った。⑳㉑
	活動のまとめ	☆	☆	★	★	★	総務/人事評価制度を試行した。	
③　研修に関する基本的な方針の策定	「研修に関する基本的な方針」を策定し、地方分権の進展に伴い必要とされる政策形成能力や自主判断能力の向上に重点を置く職員研修の実施	○	●	●	●	●	総務課	地方分権時代を担える質の高い職員の育成を目指し、研修のあり方を再検討するとともに、平成１８年度から、一層多様な研修機会を提供できるように準備を行った。⑰ 平成１８年度職員研修に関する基本方針を策定し、職員の積極的な研修参加を促す体制づくりを行った。⑱ 職員研修に関する基本方針に基づき、希望選択型の派遣研修を積極的に推進し、職員のスキルアップを図った。⑲ 県委託研修に係る研修協議会に参画し、時代に即した研修を提案し、研修計画に反映させることができた。⑳ 人事評価研修の実施や、希望選択型の派遣研修メニューの拡大などの方策により、職員のスキルアップ

								を目指した。㉑
	活動のまとめ	☆	★	★	★	★	総務/職員研修に関する基本方針に基づき、職員のスキルアップに努めた。	

Ⅳ　第三セクター

ここでいう第三セクターとは、本町が出資又は出捐(しゅつえん)を行っている民法法人及び商法法人をいいます。出資金額は平成 21 年度末のものです。

資本金、基金等の一部として、金銭を提供する「出資金」があり、目的として団体の設立の助成又は財政的援助並びに出資により株式等を保有することが挙げられます。

「出捐金」は、基本財産に拠出した資金をいいます。出捐とは、当事者の一方がその意思に基づいて財産上の損失をすることにより、他方を利得させることをいい、その出捐が、金銭でなされる場合に、その金銭を「出捐金」といいます。

また、町の「決算書」の「出資による権利」には、「静岡県漁業信用基金協会」「静岡県農業信用基金協会」「静岡県信用保証協会」がありますが、これらは行政官庁の認可により設立された認可法人であり、集中改革プランからは除外してあります。

各法人の窓口となる担当課において、出資率、出捐率は低くても、設立時あるいは設立時以降に町から資金を拠出しておりますので、動向に注視して毎年度確認しています。

法　人　名	業　務　概　要	出資金額（千円）				出資率	設立年度	担当課	備　　考
		合計	吉田町	県	その他	(%)			
①　㈶静岡総合研究機構	①地域社会に関する総合的な調査研究及び政策提言、②地域社会に関する情報の収集、提供及び情報誌の発行、③地域社会を担う人材の育成、④講演会、研修会等の開催、⑤調査研究活動の促進、⑥地域社会における学術の振興、⑦その他の目的を達成するために必要な事業	1,105,730	189	1,050,000	55,541	0.02	昭和 59 年度	企画課	
②　㈶静岡県文化財団	①文化情報の提供、②文化意識の啓発、③地域文化の振興、④文化鑑賞機会の提供、⑤グランシップにおける自主事業、⑥グランシップの管理運営の受託	1,024,597	626	900,000	123,971	0.06	昭和 59 年度	教育委員会事務局	
③　㈶静岡県国際交流協会	①国際交流に関する相談、②国際交流に関する情報の収集及び提供、③国際交流活動の促進、④国際交流に関する研修、⑤国際交流に関する企画及び調査、⑥国際協力活動の推進、⑦国際交流及び国際協力に関する業務の委託、⑧その他目的を達成するために必要な事業	902,220	626	796,900	104,694	0.07	平成元年度	企画課	

④ ㈳静岡県グリーンバンク	①緑化思想の普及、②緑化に関する寄託金品等の受け入れ並びに活用及び配付、③緑化に関する相談及び指導、④その他目的を達成するために必要な事業	840,000	60	83,520	756,420	0.01	昭和 52 年度	都市建設課	
⑤ ㈳静岡県緑化推進協会	①緑化運動の推進、②緑化に関する普及啓発、③緑の募金の推進、④戻りの募金法第６条に規定する緑化推進委員会の事業、⑤森林の整備の促進、⑥その他目的を達成するために必要な事業	101,753	158	50,000	51,595	0.16	平成２年度	都市建設課	
⑥ ㈳静岡県腎臓バンク	①腎臓移植希望者の登録事業、②腎不全に関する調査、③腎臓に関する知識の普及啓発事業、④寄付金、賛助会員、黄色い羽根募金の募集に関する事業、⑤腎臓移植推進に関する事業、⑥移植推進助成に関する事業、⑦その他目的を達成するために必要な事業	307,841	260	150,000	157,581	0.08	昭和 51 年度	健康づくり課	
⑦ ㈳しずおか健康長寿財団	①高齢者の社会活動に関する県民の意識の高揚、②県民参加による高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進、③高齢社会に関する調査研究、④静岡県総合健康センターの管理及び運営の受託、⑤静岡県介護実習・普及センターの運営の受託	318,000	240	245,000	72,760	0.08	平成３年度	高齢者支援課	
⑧ ㈳静岡県障害者スポーツ協会	①障害者スポーツの普及啓発、②障害者スポーツの地域活動の推進、③障害者スポーツの指導者の養成、④障害者スポーツの競技力の強化育成⑤障害者スポーツの大会開催・派遣事業、⑥その他目的を達成するために必要な事業	101,468	182	76,468	24,818	0.18	平成 14 年度	社会福祉課	
⑨ ㈳静岡県勤労者信用基金協会	県下に住所又は勤務先を有する未組織労働者等が静岡県労働金庫及び協会が別に定める融資機関(以下「金庫等」という)から融資を受ける場合に、金庫等に対して負担する債務の保証	1,236,874	1,540	300,000	935,334	0.12	昭和 53 年度	産業課	
⑩ ㈳静岡県農業振興公社	①農地保有合理化事業、②青年農業者等育成事業、③新規就農者に対する支援に関する事業、④農地の流動化の促進に関する事業、⑤農地経営の法人化推進に関する事業、⑥指導的農業者等に対する支援に関する事業、⑦	100,000	0	50,000	50,000	0.00	昭和 41 年度	産業課	H17年度末精算時の損失金を出資金全額を充て解消する。出資金処分については、会員の各団体の財産処分手続きが必要となるが、会員資格

	行政の事業支援に関する事業　等								及び議決権は失われない。
⑪　㈳静岡県畜産協会	①畜産保健衛生、畜産物の品質向上、自衛防疫及び死亡獣畜処理に関する事業、②生乳の品質向上に関する事業、③畜産等に関する技術化及び経営並びに団体経営に関する事業、④農産物の価格安定に関する事業	606,210	1,358	245,000	359,852	0.22	昭和 49 年度	産業課	
⑫　㈶静岡県暴力追放運動推進センター	①暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと、②暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること、③暴力団員による不当な行為に関する県民からの相談に応ずること、④少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと、⑤暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと、⑥公安委員会の委託を受けて、事務所の責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を実施すること、⑦法第 32 条の２第２項第７号の不当要求情報管理機関の業務を助けること、⑧暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと、⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 38 条に規定する少年指導委員に対して少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと、⑩暴力団追放のための監視活動を行うこと、⑪暴力団追放に関する情報の収集及び提供並びに調査活動を行うこと、⑫前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業	815,125	690	660,354	154,081	0.08	平成３年度	総務課	
⑬　㈶静岡県市町村福祉協会	①年金制度の普及に関する事業、②地域住民の健康管理意識の啓発に関する事業、③地域住民活動に対する人材の派遣等に関する事業、④退職者に対する福利厚生に関する事業、⑤その他目的を達成するために必要な事業	24,140	160	0	23,980	0.66	昭和 60 年度	総務課	

⑭ (財)静岡県山林協会	①森林の保全の推進に関する事業、②山林及び林業の振興に関する事業、③森林整備の担い手の育成に関する事業、④その他この法人の目的を達成するために必要な事業	500,000	1,421	0	498,579	0.28	昭和57年度	産業課	

Ⅴ　経費節減等の財政効果

取り組み事項	内容及び基本的考え方	実施年度 17	18	19	20	21	担当課	取組状況
① 財政運営の効率化	歳入の確保と歳出の抑制を基本とした財政運営の効率化	●	●	●	●	●	企画課	推進本部会議等において、少額補助金の事業採択促進、地域再生プランへの取り組み、自主財源の確保などを呼びかけるとともに、起債の借り入れの抑制を図った。 推進本部会議において、自主財源確保のため有料広告掲載について検討を促した。⑳ 町民課窓口用封筒について、有料広告の掲載を行った。⑱⑲⑳ 「ふるさと納税制度」の創設に伴い、「ふるさとよしだ寄附金」と命名し、町のホームページへの掲載やチラシの作成等により周知した。⑳㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★		企画/一般会計において、新たな起債借入額が当年度の元金償還額を上回らないようにし、借入金の残高を減らす努力をした。 （各年度の「決算書」及び「決算書参考資料」参照、単位：千円） また、「ふるさとよしだ寄附金」について広く知ってもらうため、町のホームページにお知らせを掲載し、町外者に郵送している「広報よしだ」に PR 用紙（チラシ）を同封、東京都千代田区の「ふるさと情報プラザ」に PR 用紙（チラシ）を設置するなど、広報活動を行った。平成20年度は６件、平成21年度は１件の納入実績があった。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
起債借入額	1,273,300	837,400	463,100	340,800	333,600	482,900
元金償還額	1,188,264	653,363	716,323	690,666	711,226	725,196
借入金残高	9,681,213	9,865,250	9,612,027	9,262,161	8,884,534	8,642,238

② 町税等の収納率の向上	滞納整理マニュアルに沿った事務処理を行い、高収納率の堅持に対する意識の高揚	●	●	●	●	●	税務課 関係各課	税務/年間計画に基づき計画的な滞納整理の実施。期毎に督促や催告を的確に実施した。 町民/短期被保険者証、資格証明書の発行対象者の把握をした。（国保部門）⑰⑱⑲⑳㉑

								社会福祉/マニュアルは無いが、保育料収納について高収納率になるよう努めた。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	税務/年間計画に基づき計画的な滞納整理を行い徴収、滞納者の状況把握に努めた。また、督促及び催告を的確に実施した。 マニュアルに沿った事務処理を行い的確・厳正な滞納整理に取り組み徴収技術の向上に努めた。 町民/滞納者のリストにより、納付相談・指導に一向に応じようとしない者等から短期被保険者証、資格証明書の交付対象に該当する者を把握した。 社会福祉/マニュアルは無いが、未納者への納入通知、納入相談を行ない、保育料収納について高収納率になるよう努めた。	
	収納率の向上	●	●	●	●	●	税務課 関係各課	税務/大口滞納事案の優先着手並びに新規発生事案を早期に着手し期限内納付及び口座振替の推進を図った。課税部門との連携による集中滞納整理を実施した。 税務/滞納整理機構設立に伴い、大口滞納者の移管準備を行った。⑲ 税務/滞納整理機構へ大口滞納者の移管を行った。⑳㉑ 税務/地方税法第 48 条の規定により、藤枝財務事務所へ滞納者を一定期間引継いだ。⑳ 税務/町県民税の普通徴収から給与天引き制度（特別徴収）への変更を図るため事業所への通知および訪問を実施した。⑲ 税務/町県民税の普通徴収から給与天引き制度（特別徴収）への変更を図るため事業所へ通知を送付、転向を促した。⑳㉑ 町民/短期被保険者証、資格証明書の発行を行った。(国保部門) ⑰⑱⑲⑳㉑ 町民/後期高齢者医療保険料収納率。99.73%⑳ ⇒ 99.66%㉑ (国保部門) 社会福祉/保育料収納率 98.99%⑰ ⇒ 98.54%⑱ ⇒ 98.96%⑲ ⇒ 98.44%⑳ ⇒ 98.55%㉑ 高齢者支援/介護保険料収納率 99.37%⑯ ⇒ 99.34%⑰ ⇒ 99.26%⑱ ⇒ 99.29%⑲ ⇒ 99.12%⑳ ⇒ 99.12%㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	税務/平成 17 年度から、指導員の適切なアドバイスを受け、大口滞納事案、困難事案に取り組み、収納率の向上及び職員の資質の向上を図った。財産調査を実施し、預貯金があれば滞納処分をすすめ、預貯金がなければ執行停止の見極めをした。平成 20 年度から、滞納整理機構へ困難事案等を移管するにあたり、予告通知書を送付し予告効果を図った。また、新規発	

<table>
<tr><td rowspan="6"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">生事案は電話催告を実施し早期着手を図った。
<table><tr><td></td><td>平成２０年度</td><td>平成２１年度</td></tr><tr><td>移管事案件数</td><td>１０件</td><td>5件</td></tr><tr><td>機構への支払い金額</td><td>1,848,000 円</td><td>935,000 円</td></tr><tr><td>滞納金額(A)</td><td>36,195,087 円</td><td>15,500,500 円</td></tr><tr><td>納付金額(B)</td><td>18,885,287 円</td><td>14,342,677 円</td></tr><tr><td>割合(B／A)</td><td>52.18%</td><td>92.53%</td></tr></table>町民/短期被保険者証・資格証明書を発行し、納付相談の機会を増やし国民健康保険税の納付の促進を図った。高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条により、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収した。
社会福祉/保育料未納者への納入通知、納付書の発行、納入相談を行った。</td></tr>
<tr><td>町民税、固定資産税及び都市計画税等の課税の適正化</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>税務課
関係各課</td><td>税務/固定資産税、土地評価を路線価方式に改めた。土地評価事務取扱要領を策定した。⑰
税務/町民税無申告者の調査を実施した。
社会福祉/保育料収納について高収納率になるよう努めた。</td></tr>
<tr><td>活動のまとめ</td><td>★</td><td>★</td><td>★</td><td>★</td><td>★</td><td colspan="2">税務/固定資産税については、土地評価を路線価方式に改め、より適正な課税とした。町民税の未申告者の調査を実施し、申告書の提出を促した。</td></tr>
<tr><td>税金等の収納窓口を拡大するための検討委員会を設置</td><td>○</td><td>○</td><td>●</td><td></td><td></td><td>企画課
関係各課</td><td>企画/公金滞納者情報の共有化について検討した。⑰ ⇒ 公金滞納者情報の共有化について検討。守秘義務の問題から公金滞納者情報の共有化は困難との結論にいたる。⑱</td></tr>
<tr><td>活動のまとめ</td><td>☆</td><td>☆</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">企画/一部のサービスについて、税負担の公平性という観点から町が行う行政サービスの申請時点で滞納がある申請者の内、納付に対して資力がありながら誠実性を欠く者に対して行政サービスの制限措置を取った。</td></tr>
<tr><td>滞納者に対する、夜間、休日等の納税相談及び法的手段等の取り組みの強化</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>税務課
関係各課</td><td>税務/課員全員及び町民課の協力を得て、未接触事案の電話催告や臨宅での滞納整理を実施した。大口滞納者並びに悪質滞納者は、財産調査、差押処分の強化を図った。
町民/税務課と連携し、年末及び出納閉鎖月の滞納世帯訪問徴収を実施した。(国保部門) ⑰⑱⑲⑳㉑
社会福祉/日曜日等に滞納者との面談を実施し、納付指導を行った。
健康づくり/町単独の医療費助成事業の補助対象者から町税滞納者を除外することを平成２０年４月</td></tr>
</table>

								からの実施に向け検討した。⑲ 健康づくり/税務課へ医療費助成事業の補助対象者から町税滞納者を除外するための事務を依頼し、税務課からの報告を受けて、町単独の医療費助成事業を適切に遂行した。⑳㉑ 下水道/滞納者に対し、夜間に訪問し集金業務をした。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	税務/電話、臨戸、窓口において１人でも多くの滞納者と接触を図るように心がけ納税相談を実施した（納付誓約件数＝平成 17 年度 86 件、平成 18 年度 99 件、平成 19 年度 158 件、平成 20 年度 172 件、平成 21 年度 195 件）。滞納者に対し、不動産差押、預金差押、生命保険差押、出資金差押、所得税還付金差押の滞納処分を実施した。 町民/税務課と連携し、年末及び出納閉鎖月に滞納世帯を訪問し徴収を実施した。(国保部門) 社会福祉/日曜日等に滞納者との面談を実施し納付指導を行った。電話催告、納入通知書の発送を行った。 健康づくり/平成２０年度の小中学生医療費補助事業件数は、入院・通院を併せて８１１６件あり、総額で約２８，２９０千円補助した。しかし、町税滞納者が５３人あり、約６９０千円補助を差し控えた。また、平成２１年度の小中学生医療費補助事業件数は、入院・通院を併せて９６８６件あり、総額で約３７，２６０千円補助した。しかし、町税滞納者が３６人あり、約６３０千円補助を差し控えた。このように、町民の皆様に小中学生医療費補助事業制度を理解していただき、滞納者が減少してきた。	
③　税率の適正化の検討	目的税である都市計画税の税率の見直し	○	○	○	○	○	税務課	税務/近隣市町の動向を踏まえ、検討した。当分の間、現状のまま近隣市の動向を見ていく。
	活動のまとめ	☆					税務/牧之原市は、合併により、都市計画税を廃止。島田市、焼津市、藤枝市は、制限税率の 0.3%課税である。近隣市町の状況の変化、景気動向を踏まえ、現状のままとした。	
④　国・県支出金の有効活用	小額補助金の事業採択促進と地域再生プランへの取り組みの強化	●	●	●	●	●	関係各課	企画/緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金に取り組んだ。㉒ 町民/県費補助の人口動態調査を継続した。 社会福祉/次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）に取組んだ。 下水道/地域再生法に基づく交付金事業を実施した。 社会教育/「わが町スポーツ事業」という県支出金を受け、なぎなた競技の振興及び競技力向上のために有効に使用した。⑰
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	企画/平成 21 年度に緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金 8,963,861 円の交付を受け、失業者に対して、次の雇用	

							までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するとともに、住民窓口通訳事業や地域安全環境整備事業といった新規事業に取り組んだほか、雑草除去などを行う環境整備の促進を図った。 町民/業務の財源確保のため、正しい人口を把握するため人口動態の調査を実施した。 社会福祉/次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）に取組んだ。また、地域子育て創生事業補助金により町内保育園、子育て支援センターへ必要な備品を配置した。 教育委員会/平成 17 年度に「わが町スポーツ事業」という県支出金を受け、なぎなた競技の振興及び競技力向上のために有効に使用した。	
⑤　使用料及び手数料の適正化	受益者負担の原則から、支出額に見合った料金及び減免規定の見直し	○	●				関係各課	税務/租税、公課等の証明手数料について、近隣市町村の状況を考慮、検討し現状維持の結論となった。 町民/無料交付となっている印鑑登録証の交付について、無料の是非を部門内で検討、有料化とした場合の法的抵触事項の有無の確認、近隣市町の対応状況、過去３ヵ年の交付件数の把握などの調査を行い、有料交付とした。（住民窓口部門）⑰ 町民/無料交付となっていた印鑑登録証を有料交付とした。⑱⑲⑳㉑ 社会福祉/神戸西会館使用料について見直し等を検討した。 高齢者支援/社会福祉施設に設置している自動販売機設置負担金（電気料）について検討した。⑳㉑ 下水道/適正化に向け検討している。 社会教育/社会教育施設では、受益者負担を原則に、低料金で使用者の健康増進や芸術文化などの振興を図った。⑰ 社会教育（図書館）/図書館の利用者の利便性を高めるため、視聴覚ホールの使用料金の徴収条例について、改正の検討をした。⑰ 社会教育/社会教育施設等の使用料見直しについて検討した。⑳ 教育委員会(図書館)/図書館利用カード再発行に伴う実費徴収を検討した。㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	町民/印鑑登録証作成料の財源確保のため有料化とした。 社会福祉/神戸西会館使用料は、現状のままとした。 高齢者支援/現在、２つの団体が健康福祉センターに設置している自動販売機の設置負担金を電気料相当額に変更することに	

								ついて検討し、1 団体については平成 21 年度より 1 台あたり月額 1,000 円を 2,500 円に変更、1 団体については平成 22 年度より 1 台あたり月額 1,000 円を 2,500 円に変更することで了承を得ることができた。 教育委員会/社会教育施設の使用料は、受益者負担を原則とし、低料金で使用者の健康増進や芸術文化などの振興を図った。 図書館においては、図書館の利用者の利便性を高めるため、視聴覚ホールの使用料金の徴収条例について、改正の検討をした。図書館利用カード再発行に伴う実費徴収を検討した。平成 20 年度に社会教育施設等の使用料見直しについて検討した。
⑥ 遊休地の積極的な活用	事業に供される予定のない普通財産の処分や有償貸付の促進	●	●	●	●		総務課 関係各課	総務課契約管理/普通財産の実態調査を進めるとともに、中山三星建材㈱工場跡地の売却条件整備に着手した。⑰⑱ 総務課契約管理/町有地[工場用地]売払い応募要領を策定し、売り払いの募集を開始した。⑲⑳㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務課契約管理/跡地買収に係る借入金償還が平成 25 年度まで継続するため、早期に跡地を売却し、財政負担の軽減を図る必要がある。	
⑦ 人件費の削減	退職者の補充抑制による職員数の削減	●	●	●	●	●	総務課	退職者の補充抑制を実施し、平成 16 年度と比較して３人減員した。⑰ 退職者の補充抑制を実施し、平成１７年度と比較して８人減員した。⑱ 退職者の補充抑制を実施し、平成 18 年度と比較して１人減員した。⑲ 退職者の補充抑制を実施し、平成 19 年度と比較して３人減員した。⑳ 退職者の補充抑制を実施し、平成 20 年度と比較して３人減員した。㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務/退職者の補充抑制を実施し、13 人減員した。	
	臨時的任用職員の賃金支給水準の見直し	○	●				総務課	臨時的任用職員の活用をさらに進めることを念頭に置き、雇用形態及び賃金について抜本的な見直しを開始した。⑰ 臨時的任用職員の活用をさらに進めることを念頭に置き、雇用形態及び賃金について、引き続き調査を行った。⑱ 臨時的任用職員の活用をさらに進めることを念頭に置き、雇用形態及び賃金について、周辺市町の支給状況調査を行った。⑲ 臨時的任用職員の賃金について改定を行った。（790 円→830 円）⑳ 臨時的任用職員の活用をさらに進めることを念頭に置き、雇用形態及び賃金について、調査をおこな

								った。㉑
	活動のまとめ	☆	☆	☆	★	☆	総務/臨時的任用職員の活用をさらに進めることを念頭に置き、雇用形態及び賃金について調査を行い、臨時的任用職員の賃金について改定を行った。（790 円→830 円）	
⑧　内部管理経費の見直し	消耗品に係る物品調達基金の見直し	○	●				会計課	物品調達基金を 12 ヶ月間安定的に稼動させた。「特定消耗品費」と「共通消耗品費」の合計額を消耗品費の限度額とした。⑰ 共通消耗品の取扱品目の調査を行い、要望の多くあったものを追加し、共通消耗品で購入できるものを増やした。⑱
	活動のまとめ	☆	★				会計/平成 18 年度に実施した共通消耗品の品目見直しにより、22 品目が追加された。その結果、購入単価が下がったことにより、平成 21 年度までの 4 年間に累計 874 千円の事務費を削減することができた。また、より環境負荷の低いグリーン購入法対象製品への変更などを行った。毎年定期的に品目の追加・削除を行うことで、効果的な物品調達基金の運用を図る。	
	事務改善検討委員会を設置し、事務の見直し	●	●	●			企画課	行財政構造改革推進方針（第１次）に基づき、平成１７年６月１日に事務改善検討委員会を設置し、事務の合理化及び効率化をより一層推進した。（６回開催）⑰ 「消耗品の有効活用について」をテーマとし、各課で管理されている事務用品のうち、再利用が可能又は現時点において利用の予定がないものについて、その情報を全庁的に共有し、必要とする課に譲り渡すシステムを構築した。（５回開催）⑱ 「職員提案制度規程について」をテーマとし、職員に活用されやすい体制の構築について協議を行った。（４回開催）⑲
	活動のまとめ	★	★	★			企画/行財政構造改革推進方針（第１次）に基づき、３年間「事務改善検討委員会」を設置し活動を行った。延べ人数 56 人の職員が委員となり、内部管理の見直しの会議を行い、他の職員へ周知が図られた。	
⑨　施設等維持の見直し	公用車の保有台数の見直しと小型化の推進	○	●				総務課	公用車の使用状況を調査するとともに、平成１９年度から実施する公用車集中管理方式の運用方法と対象車両を決定した。⑰⑱　⇒　平成１９年度から４台の車両を集中管理公用車として運用を開始した。⑲⑳㉑ 13 年経過した車両を買い替える代わりに旧車両（１，５００ｃｃ）を廃車し、新車両（６６０ｃｃ）

								をリース方式にして単年度予算負担の軽減を図るとともに車両の小型化を図った。㉑
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	総務課契約管理/各課で管理していた４台の公用車を集中管理化し、利用者範囲を全課員対象とすることにより車両の利用効率を高めることができた。	
⑩　給付費の抑制	新たな健康づくり・介護予防事業を構築し、国民健康保険、老人保健、介護保険事業の給付費を抑制	●	●	●	●	●	関係各課	町民/国保被保険者に係る人間ドック健診に伴う費用の一部補助を実施した。(国保部門) ⑰⑱⑲⑳㉑ 町民/特定健康診査の自己負担額を無料にし受診率の向上に努めた。(国保部門) ⑳㉑ 健康づくり/健康づくり吉田 21 の施策の取り組みと、基本健康診査、各種検診の受診率向上に向けた保健指導に努めた。⑰⑱⑲ 健康づくり/健康づくり吉田２１の施策の取り組みと、特定保健指導、各種健診の受診率向上に向けた保健指導に努めた。⑳ 健康づくり/各種健診（検診）の受診率の向上対策と母子保健事業、健康づくり事業の拡大を図った。⑱⑲⑳㉑ 高齢者支援/介護予防事業(運動器の機能向上事業・口腔機能向上事業・栄養改善事業)を構築した。⑱ ⇒介護予防事業及び包括的支援・任意事業を高齢者保健福祉計画に位置づけ継続(H21～23 年度)
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	町民/疾病の早期発見、健康保持のため、人間ドック受診者の費用額の一部を負担した。生活習慣病を中心とした疾病予防のために、特定健康診査等実施計画に基づき、４０歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行った。 健康づくり/がん検診ではがん患者を 37 名（⑰9,⑱6,⑲12,⑳4,㉑6)、その他の疾患患者を 587 名（⑰133,⑱93,⑲106,⑳133,㉑122）を発見し早期治療に寄与し、国民健康保険等の給付費を抑制できた。 高齢者支援/平成 18 年度の介護保険法改正により開始した介護予防事業は、介護保険給付費を抑制するために効果的な事業である。65 歳以上高齢者を対象に生活機能評価を実施し、抽出された特定高齢者を対象に、介護予防事業（運動器の機能向上事業・口腔機能向上事業・栄養改善事業）を委託で実施しており、平成 20 年度は、２３２人の特定高齢者のうち、４８人が介護予防事業に参加し、平成 21 年度は、317 人の特定高齢者のうち、44 人が介護予防事業に参加している。６５歳以上の高齢者を対象に総合相談・支援等を行う地域包括支援センターは、平成 18 年度に直営で開始し、平成 21 年度より運営を委託した。平成 21 年度の相談件数は、延 1,989 件である。	
⑪　補助費等の整理・統合	補助団体の経理内容や事業内容の正確な把握と補助効	●	●	●	●	●	関係各課	総務/職員互助会に対する交付金の取り扱いについて検討を開始した。⑰

	果の検証に基づく補助金の見直し							総務/職員互助会に対する交付金の取扱いについて、互助会と協議を重ねた。⑱ 総務/職員互助会に対する交付金を廃止した。⑲ 税務/青色申告会の補助金を５万円に逓減した。⑰ 税務/青色申告会の補助金を無とした。⑱ 町民/市町合併に伴い、各市町の負担金算出根拠を協議会と検討し負担増とならぬ事業方針とした。(住民窓口部門) ⑰⑱⑲⑳㉑ 町民/算出根拠と事業を見直し、平成１９年度以降負担増とならぬ事業展開を目指す方針とした。⑱⑲⑳㉑ 社会福祉/社会福祉協議会運営費補助金を見直し減額を実施した。 産業/事務事業の合理化を図るため、関係補助団体と協議を重ね、現状維持とした。 産業／平成２０年度以降の商店活性化事業補助金及び内水面振興研究費補助金について、関係団体と廃止の方向で協議した。⑲ 学校教育/事務事業の合理化を図るため、榛原地区教育団体と協議を重ね、現状維持の結論となった。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	税務／補助金の見直しにより、青色申告会吉田支部への補助金を段階的に削減し、平成 19 年度から廃止とした（平成 16 年度 150,000 円、平成 17 年度　100,000 円、平成 18 年度 50,000 円、平成 19 年度～平成 21 年度 0円)。 町民/各団体において、人口割が適用され人口の増加により負担金の増加が見込まれたが、算定根拠等を見直し増加を最低限に抑え、また、減額も実施した。 社会福祉/社会福祉協議会補助金要綱を制定し、社会福祉協議会運営費補助金を見直し減額を実施した。 産業/平成２０年度に丸榛うなぎ組合が他の組合と合併したことを期に補助金を廃止した。商店活性化事業補助金も３年継続したため話し合いにより廃止した。各団体も自立を図るため徐々に減額した。 教育委員会/榛原地区教育団体との協議を行い、現状維持の結論となった。	
	報償金の支給基準の統一化	●					企画課	これまで「当初予算編成要領」の文中において文章で説明していた支給基準について、平成１８年度当初予算編成要領（平成１７年度作成）から例示を増やし表にした。⑰
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	企画/当初予算編成要領で区分や報償額を定めた表を提示し、周知したことで、予算編成時における報償額のバラツキを抑え、	

							整合性がとれるようになった。	
⑫　新規補助事業（補助金）	スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本とし、目的を精査し、終期を設定したうえでの新規補助事業（補助金）の設定	●	●	●	●	●	関係各課	企画/ＰＤＣＡサイクルに基づく各種計画の進行管理を行う過程において、スクラップ・アンド・ビルドの考えを周知した。⑰ 企画/公的関与のあり方に関する点検指針を作成し、職員に周知を図った。⑳ 学校教育/新規補助事業についてはスクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本として事業を行った。
	活動のまとめ	★	★	★	★	★	企画/既存の補助金について、「公的関与のあり方に関する点検指針」を作成し、「①　関与の妥当性の点検」、「②　サービス提供の実施主体の点検」、「③　公費負担と受益者負担の点検」の３点を踏まえて検討した。 町民/吉田町有料広告掲載取扱要綱に基づき、戸籍、住民票、印鑑証明等の諸証明用窓口封筒の広告主を募集し、広告付きの封筒を活用することにより、また、吉田町民カード（印鑑登録証）の新規登録・紛失による登録者から手数料を徴収することにより、新たな自主財源の確保に努めた。 教育委員会/教育関係の補助事業として、削減と新規事業の設定を行った。	

収納率(現年度)の推移

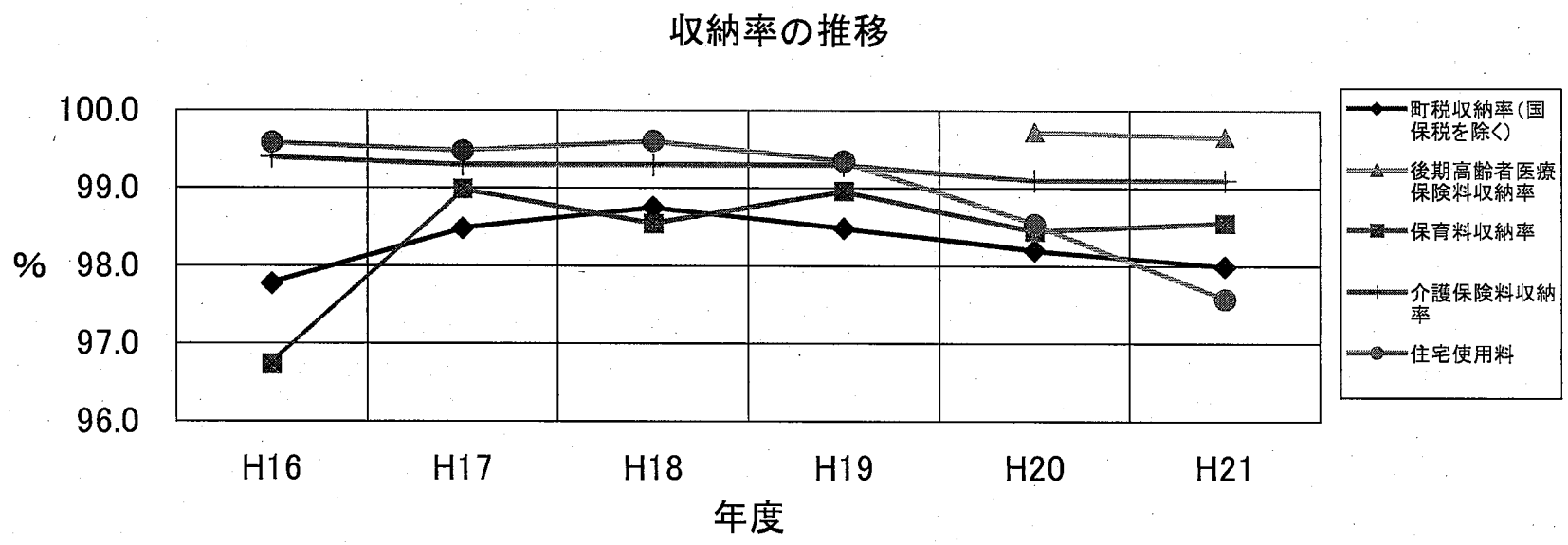

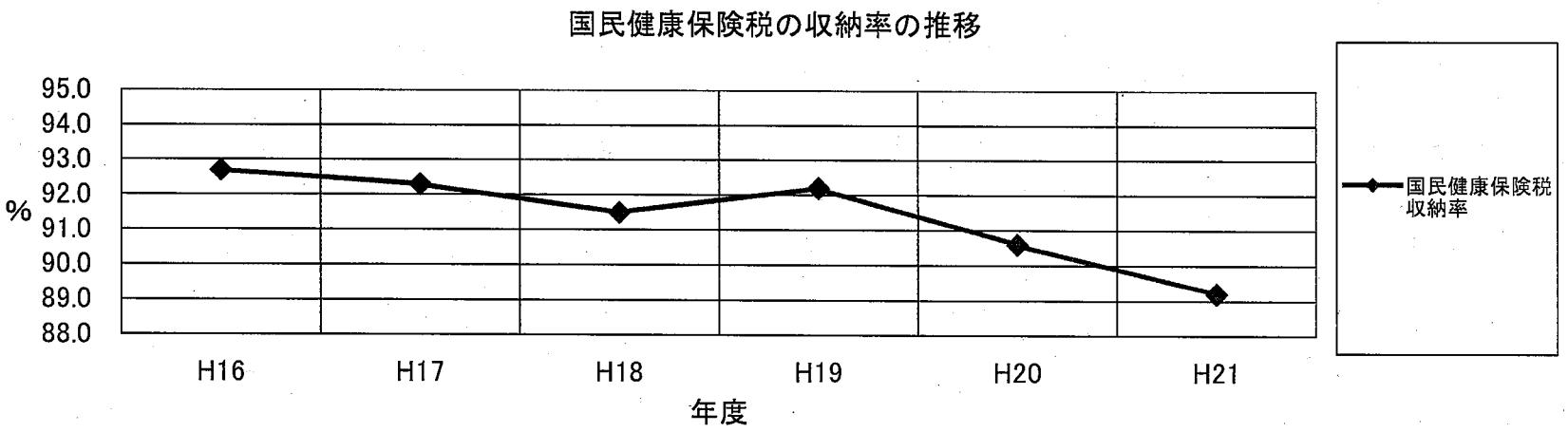

	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
町税収納率(国保税除く)	９７．８%	９８．５%	９８．８%	９８．５%	９８．２%	９８．０%
後期高齢者医療保険料収納率					９９．７%	９９．７%
保育料収納率	９６．７%	９９．０%	９８．５%	９９．０%	９８．４%	９８．６%
介護保険料収納率	９９．４%	９９．３%	９９．３%	９９．３%	９９．１%	９９．１%
住宅使用料収納率	９９．６%	９９．５%	９９．６%	９９．５%	９８．９%	９８．４%
国民健康保険税収納率	９２．７%	９２．３%	９１．５%	９２．２%	９０．６%	８９．２%

財政効果	財政効果算出根拠	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
	① 財政運営の効率化 企画/「ふるさとよしだ寄附金」の納入実績額を計上。 町民/有料広告掲載に伴う収入額を計上。	０千円	40千円	80千円	220千円	500千円
	② 町税等の収納率の向上 税務/町が収入すべき町税（国保税を除く）の収納率が上昇したため、当該年度収入額－（当該年度調定額×平成１６年度	43,077千円	64,036千円	50,480千円	31,683千円	16,545千円

	収納率）の計算式から差額を計上。 社会福祉/保育料の収納率が上昇した年について、当該年度収入額ー（当該年度調定額×平成１６年度収納率）の計算式から差額を計上。					
	④　国・県支出金の有効活用 企画/緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の収入金額を計上。 社会福祉/次世代育成支援対策交付金（ソフト）、地域子育て創生事業費補助金及び産休代替職員費補助金の収入金額を計上。 教育委員会/「わが町スポーツ事業」の県支出金の収入金額を計上。	473 千円	263 千円	689 千円	1,082 千円	12,665 千円
	⑤　使用料及び手数料の適正化 町民/無料交付となっていた印鑑登録証を有料交付としたことによる収入額について計上。 高齢者支援/自動販売機設置に掛かる経費（電気料）の見直しに伴う収入。	48 千円	148 千円	384 千円	400 千円	401 千円
	⑥　遊休地の積極的な活用 総務課契約管理/普通財産の処分による収入。 総務課契約管理/普通財産の貸し付けによる収入。	9,011 千円	0 千円	10,700 千円	9,616 千円	0 千円
	⑦　人件費の削減 総務/退職者の補充抑制として、給料の差額を計上。 総務/退職時特別昇給制度の廃止による効果額を、特別昇給制度があった場合を仮定して計上。	13,859 千円	45,764 千円	69,818 千円	67,019 千円	89,405 千円

	総務/特殊勤務手当の廃止又は減額による効果額を計上。					
	⑧　内部管理経費の見直し 会計/（特定消耗品の時の物品単価ー共通消耗品になった物品単価）×当該年度発注個数の金額を計上。	0 千円	156 千円	216 千円	273 千円	229 千円
	⑨　施設等維持の見直し 総務課契約管理/公用車管理費の見直しによる削減額。 総務課契約管理/庁舎管理費の見直しによる削減額。	671 千円	1,510 千円	4,908 千円	0 千円	1,446 千円
	⑪　補助費等の整理・統合 税務/青色申告吉田支部への補助金を削減・廃止したことによる差額を計上。 社会福祉/社会福祉協議会補助金を見直し、減額した。 産業/内水面補助金、労働福祉協議会補助金、商工会補助金及び商店活性化事業補助金について見直し、廃止又は減額した。 教育委員会/ボーイスカウト補助金、ガールスカウト補助金、文化協会補助金、高齢者学級補助金、スポーツ少年団補助金及び県民スポーツ祭等参加費補助金について見直し、廃止又は減額した。	3,707 千円	8,609 千円	9,457 千円	13,492 千円	12,351 千円

Ⅵ　地方公営企業

取り組み事項	内容及び基本的考え方	効果	実施年度					担当課	取組状況
			17	18	19	20	21		
①　水道事業の経費節減	漏水調査により早期に修繕を実施し、有収率の向上と経費の抑制	有収率　85%	●	●	●	●	●	水道課	漏水調査により、漏水が判明した箇所を早期に修繕を行い、有収率の向上と経費の節減に努めた。 積算システムの活用により、経費節減に努めた。

									有収率 84.1% ⑯ ⇒ 有収率 88.3% ⑰ ⇒ 有収率 88.4% ⑱ ⇒ 有収率 88.7% ⑲ ⇒ 有収率 89.2% ⑳ ⇒ 有収率 87.1% ㉑
	活動のまとめ		★	★	★	★	★		水道/漏水調査等により判明及び発見した箇所を早期に修繕したことにより、有収率の向上と経費節減が図られた。平成２１年度については、景気悪化に伴う有収水量の減少により有収率の低下に結びついた。また、積算システム（平成１７年度に導入）の活用により、経費節減が図られた。
② 水道料金の適正化	受益者負担に基づく水道料金の適正化	健全経営の維持	○	○	○	○	●	水道課	健全経営の維持及び水道料金の適正化を図るため、経費の節減と収納率向上に努めた。
	活動のまとめ					★	★		水道/ここ数年、第６期拡張事業に伴う企業債による事業の拡大を図ったため、平成２１年度については、支払利息及び減価償却費等の増加に加え、景気の悪化により水道料金の減収となったが、純利益については、一定額の成果が上げられた。また、収納率は前年度と同率の９８．８%となった。今後は、３条支出の経費節減と４条支出の建設改良事業を効率的かつ長期的視野に立った事業運営が必要とされる。平成２０年度には、今後の水道行政の取り組むべき施策と経営的な戦略を示した吉田町水道基本計画を作成した。
③ 水道料金の収納対策	高収納率の堅持	現年度 98%	●	●	●	●	●	水道課	納付遅延者に対し、文書並びに電話及び訪問等により、納付指導に努めた。 収納率 98.2% ⑰ ⇒ 収納率 98.4% ⑱ ⇒ 収納率 98.7% ⑲ ⇒ 収納率 98.8% ⑳ ⇒ 収納率 98.8% ㉑
	活動のまとめ		★	★	★	★	★		水道/水道料金の滞納に係る給水停止措置執行マニュアルに基づき、督促及び催告による文書手続き、電話、訪問、給水停止により、高収納率にすることができた。
④ 下水道の整備	普及率の向上	普及率 年 3%アップ	●	●	●	●	●	下水道課	目標値アップに向け努力した。⑰ 面整備を積極的に進め、普及率の向上に努めた。⑱ 面整備を積極的に進め、普及率の向上に努めた。⑲ 方針を転換し、工事量を縮小したため、普及率は微増にとどまった。⑳ H20 に方針を転換し工事量を縮小したため普及率は微増にとどまった。㉑
	活動のまとめ								下水道/集中改革プラン策定時のH17 時点では積極的な事業展開を計画していたが、その後財政的な面から縮小に転じたため５年間の通算で 8.3%の上昇にとどまった。
	水洗化率の向上	水洗化率 75%	○	○	○	○	●	下水道課	目標の７５%に推移しているが、積極的に加入促進に努めた。⑰

									目標の７５%を維持することができた。⑱ 目標の７５%に上積みすることができた。⑲ 目標の７５%にさらに上積みすることができた。⑳ 目標の７５%を上回る結果となった。㉑
	活動のまとめ		★	★	★	★	★	下水道/水洗化率は、集中改革プラン策定前の平成 16 年度末時点 74.5%に対し、平成 21 年度末時点 86.1%と 11.6 ポイント上昇し、目標を上回る結果となった。	
	受益者負担に基づく下水道料金の適正化	健全経営の維持	●	●	●	●	●	下水道課	安定した事業費の確保と効率的な事業の推進を図っているが、施設等の修繕等が見込まれる必要があり、使用料の見直しを進めた。⑰ 使用料見直しに向け、情報と資料の収集に努めた。⑱ 下水道事業団の研修に参加し、情報と資料の収集に努めた。⑲ 下水道事業団の研修に参加し、適正な使用料のあり方について情報収集に努めた。⑳ 下水道事業団の研修に参加し、財政と経営について学んだ。㉑
	活動のまとめ		☆	☆	☆	☆	☆	下水道/料金改定には至らなかったが、使用料収入はH16年度の40,343千円からH21年度には63,579千円と 1.5 倍以上になり、処理場の維持管理費に占める割合も 40%台から 60%台に上昇している。	

有収率の推移

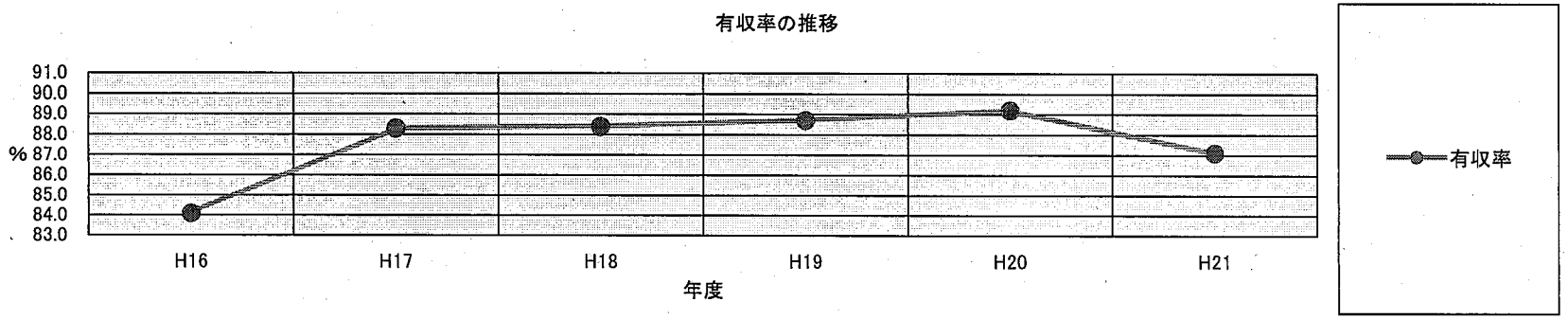

	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
有収率	８４．１%	８８．３%	８８．４%	８８．７%	８９．２%	８７．１%

収納率(現年度)の推移

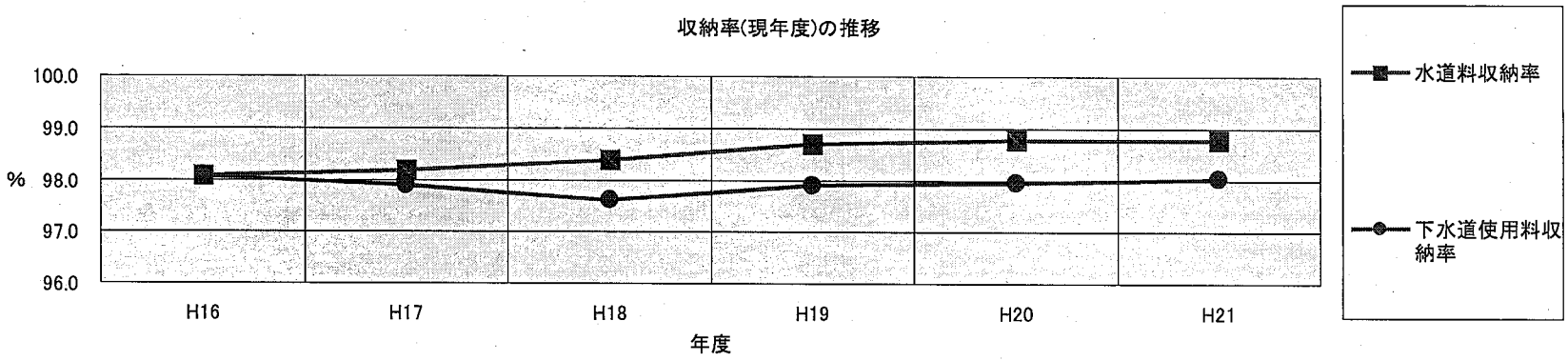

	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
水道料収納率	９８．１%	９８．２%	９８．４%	９８．７%	９８．８%	９８．８%
下水道使用料収納率	９８．１%	９７．９%	９７．６%	９７．９%	９８．０%	９８．１%

水道事業会計

「今後の取り組み目標」に対する取り組み状況

項　目	取　組　状　況
組織、体制の見直し	全庁的な取り組みにより実施した。
活動のまとめ	全庁的な取り組みにより実施した。
定員管理計画	全庁的な取り組みにより実施した。
活動のまとめ	平成１８年度から１名減の１０名となったが、職員一人ひとりの創意工夫により、円滑に事務執行ができた。
給与等の見直し	全庁的な取り組みにより実施した。特殊勤務手当については、「現場手当」「検針手当」「事故整理手当」「水源管理手当」を平成１７年１０月１日から、「自宅待機手当」「緊急呼出手当」を平成１８年１月１日から廃止した。
活動のまとめ	平成１７年度をもって、特殊勤務手当の「自宅待機手当」、「緊急呼出手当」を廃止するとともに、平成１８年度から１名減の「給料」及び「手当」の経費の節減を図った。 「吉田町職員の特殊勤務手当に関する条例」（平成１７年１２月１３日条例第２３号）に規定された特殊勤務手当の改正は次のとおり。

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>手当の種類</th><th>支給対象者</th><th>支給額</th><th>改正に向けての対応</th></tr>
<tr><td>現場手当</td><td>主として水道工事に従事する職員</td><td>月額3,000円</td><td>運用として、数年前から当制度の適用を廃止。平成１７年１０月１日から廃止。（平成１７年９月３０日規程改正）</td></tr>
<tr><td>検針手当</td><td>検針の業務に従事した職員</td><td>１件４円</td><td>運用として、数年前から当制度の適用を廃止。平成１７年１０月１日から廃止。（平成１７年９月３０日規程改正）</td></tr>
<tr><td>事故整理手当</td><td>事故処理及び滞納整理に従事した職員</td><td>日額300円</td><td>運用として、数年前から当制度の適用を廃止。平成１７年１０月１日から廃止。（平成１７年９月３０日規程改正）</td></tr>
<tr><td>有害薬品取扱手当</td><td>塩素注入取扱作業に従事した職員</td><td>１回500円</td><td>特殊勤務手当の支給要件に合致する。支給継続。</td></tr>
<tr><td>水源管理手当</td><td>浄水場の官舎に常住し、取水場、浄水場及び配水場の維持管理に従事する職員</td><td>管理者の定める額</td><td>運用として、数年前から当制度の適用を廃止。平成１７年１０月１日から廃止。（平成１７年９月３０日規程改正）</td></tr>
<tr><td>自宅待機手当</td><td>休日及び週休日に修理当番を命ぜられ自宅待機したとき</td><td>日直手当の１００分の50</td><td>平成１８年１月１日から、勤務形態を「吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」第１２条に規定する宿日直勤務に改めた。平成１７年１２月に規程改正し、平成１８年１月１日から廃止。</td></tr>
<tr><td>緊急呼出手当</td><td>正規の勤務時間以外に緊急呼出しを受けた業務に従事した職員</td><td>１回300円</td><td>平成１８年１月１日から、緊急呼出に係る金銭的措置は、時間外勤務手当に限る。平成１７年１２月に規程を改正し、平成１８年１月１日から廃止。</td></tr>
</table>
特殊勤務手当の見直しについては、吉田町行財政構想改革推進本部が平成１６年１１月２日に決定した「行財政構造改革推進方針（第１次）」に盛り込まれ、平成１７年度において自主的な対応として見直しを実施した。
</td></tr>
<tr><td>民間委託等の民間的経営手法の導入</td><td>これまでの取り組みの中で実施している業務委託（電算・設計積算システム）について見直しを進め、事務事業の効率的な執行に努めた。</td></tr>
<tr><td>活動のまとめ</td><td>電算業務の見直しや設計積算システムの導入により、事務事業の効率を図ることができた。</td></tr>
<tr><td>経費の節減</td><td>① 積算システムの活用により、経費の節減に努めた。
② 漏水調査により、漏水が判明した箇所を早期に修繕を行い、有収率の向上と経費の節減に努めた。
③ 施設の維持管理に伴う電気料のプランの見直しを図った。⑱</td></tr>
<tr><td>活動のまとめ</td><td>積算システムの導入や漏水調査により、経費の節減と有収率の向上を図ることができた。平成２１年度については、景気悪化に伴う有収水量の減少により、有収率の低下に結びついたと思われる。また、平成１８年度に電気料のプラン変更を行って経費節減に努めたが、一時的に効果は見えたものの、年々、給水人口の増加に伴い有収率等の増加とともに、施設の築造等により電気の使用量も増え、電気料金も増加した。</td></tr>
<tr><td>収益増加への取り組み</td><td>督促状の発送並びに文書、電話による催告及び実態調査により、未収金徴収対策の強化を図るとともに、広報紙に期限納付についての「お知らせ」を掲載し、新たな滞納者の発生の抑止に努めた。
督促状の発送並びに文書、電話による催告及び実態調査（夜間訪問の強化）により、未収金徴収対策の強化を図るとともに、広報紙に期限納付についての「お知らせ」を掲載し、新たな滞納者の発生の抑止に努めた。⑳
督促状の発送並びに文書、電話による催告及び実態調査により、未収金徴収対策の強化を図るとともに、広報紙に期限納付についての「お知らせ」を掲載し、新たな滞納者の発生の抑止に努めた。㉑</td></tr>
</table>

活動のまとめ	滞納発生抑止のため、水道料金滞納に係る給水停止措置執行マニュアルに基づき、督促及び催告による文書手続き、また、電話による催告、実態調査を実施するなどの対策を講じたとともに、広報紙に期限納付についてのお知らせを掲載し、納付意識の高揚を図った。
人材育成への取り組み	職員個々の自発的な取り組みによって経営改革ができるよう、積極的に研修等に参加し職員の能力アップを図っていくとともに、顧客の視点に立ったコスト意識や改革マインドの醸成に努めた。⑰ 職員の企業意識を図るため、積極的に研修会等に参加し、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材育成に努めた。⑱ 職員の企業意識の向上を図るため、積極的に研修会等に参加し、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材育成に努めた。⑲ 職員の企業意識の向上を図るため、積極的に研修会等に参加し、能力アップを図るとともに、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材育成に努めた。⑳㉑
活動のまとめ	研修に参加したことにより、職員の企業意識の向上、能力の向上、事務事業の効率を図ることができた。

	取り組み事項	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
財政効果	給与等の見直し 水道/１名減に伴う１０名の給料等を、平成１６年度と比較し、減少分を計上。	０千円	6,675 千円	7,051 千円	5,077 千円	4,214 千円
	経費の節減 水道/積算システムの導入に伴う設計概算額を計上。	18,201 千円	14,835 千円	17,957 千円	7,243 千円	16,466 千円
	収益増加への取り組み 水道/平成 16 年度と当該年度の収入すべき水道料金の収納率について、当該年度収入額－（当該年度調定額×平成１６年度収納率）の計算式から差額を計上。	318 千円	1,632 千円	3,012 千円	3,517 千円	3,593 千円

公共下水道事業会計

「今後の取り組み目標」に対する取り組み状況

項　目	取　組　状　況
組織、体制の見直し	全庁的な取り組みにより実施した。
活動のまとめ	全庁的な取り組みにより実施した。
定員管理計画	全庁的な取り組みにより実施した。

活動のまとめ	全庁的な取り組みにより実施する中で、下水道課においては前３年間と比べて、以降の工事量を削減する３カ年計画を立てたことから、現状維持８人の定員管理計画から、さらに１名減員して７人とした。⑳ 計画見直しによる事業量の減から、職員も１名減とすることができた。
給与等の見直し	全庁的な取り組みにより実施した。
活動のまとめ	全庁的な取り組みにより実施した。
経費の節減	①　定期的な点検と計画的な施設修繕を行い、耐用年数の延命を図った。 ②　計画的に施設整備を行い、負担の平準化に努めた。 施設整備については、計画的な修繕ではないが、管理棟の屋上のアルミ笠木部分が飛散し脱落する事態が発生したことから、急遽修繕を行った。当センターを建設した業者と契約し、経費節減に努めた。⑰ 維持管理については、専門知識や資格、技術等が必要であるため、業務を執行できる業者と委託契約し、経費節減に努めた。 また、脱臭用活性炭の入替えにつき、従前の手法を見直して発注した結果、予算から大幅な差金を生じることができた。⑳ 前年同様に、脱臭用活性炭については大幅な差金を生じることができた。㉑ 機械設備については、各機器の整備計画に基づき整備しているが、当初請負整備した業者と委託契約し、耐用年数の延命と負担の平準化に努めた。 ③　電力機器等の夜間、休日の電源オフを図り、電力料金の節約に努めた。普段使用しない箇所については、電源オフにし、昼休み時等にも必要以外の機器の電源をオフにした。また、冷暖房についても、利用温度の設定の見直しを図り節約に努めた。 ④　文書等のペーパーレス化に努めた。
活動のまとめ	脱臭用活性炭について、予算から大きな差金を生じることができた。
事業目標	平成１７年度 ・　管渠延長については、平成１７年度の目標値１．９キロメートルに対し、約１．８２キロメートルとほぼ目標値に達した。 ・　整備面積については、平成１７年度の目標値６ヘクタールに対し、６．１３ヘクタールと目標値に達した。 ・　整備率については、平成１７年度の目標値５４．１パーセントに対し、５４．１パーセントと目標値に達した。 ・　人口普及率については、平成１７年度の目標値２８．９パーセントに対し、２７．８パーセントと目標値に達しなかった。 平成１８年度 ・　管渠延長については、平成１８年度の目標値４．４キロメートルに対し、約４．８キロメートルと目標値を上回る整備ができた。 ・　整備面積については、平成１８年度の目標値１６．０ヘクタールに対し、約１８．４ヘクタールと目標値を上回る整備ができた。 ・　整備率については、平成１８年度の目標値５９．４パーセントに対し、約６０．３パーセントと目標値を上回ることができた。

・　人口普及率については、平成１８年度の目標値３１．０パーセントに対し、約３０．５パーセントとほぼ目標値に達した。

平成１９年度

・　管渠延長については、平成１９年度の目標値４．０キロメートルに対し、約４．２キロメートルと目標値を上回る整備ができた。

・　整備面積については、平成１９年度の目標値１４．０ヘクタールに対し、約１８．１ヘクタールと目標値を上回る整備ができた。

・　整備率については、平成１９年度の目標値６４．１パーセントに対し、約６６．３パーセントと目標値を上回ることができた。

・　人口普及率については、平成１９年度の目標値３３．０パーセントに対し、約３３．０パーセントと目標値に達することができた。

平成２０年度

（※集中改革プラン策定時とは異なり、平成２０年度からは工事費を縮小する3カ年計画としたため、以下のような実績となった。）

・　管渠延長については、平成２０年度の目標値４．５キロメートルに対し、約２．３キロメートルと目標値を下回った。

・　整備面積については、平成２０年度の目標値１５．０ヘクタールに対し、約１１．４ヘクタールと目標値を下回った。

・　整備率については、平成２０年度の目標値６９．１パーセントに対し、約７０．１パーセントと目標値を上回ることができた。

・　人口普及率については、平成２０年度の目標値３５．０パーセントに対し、約３３．９パーセントと目標値に達することができなかった。

平成２１年度

（※集中改革プラン策定時とは異なり、平成２０年度から工事費を縮小する3カ年計画となっているため、以下のような実績となった。）

・　管渠延長については、平成２１年度の目標値４．５キロメートルに対し、約２．８キロメートルと目標値を下回った。

・　整備面積については、平成２１年度の目標値１５．０ヘクタールに対し、約１０．８ヘクタールと目標値を下回った。

・　整備率については、平成２１年度の目標値７４．１パーセントに対し、約７３．８パーセントと目標値をやや下回った。

・　人口普及率については、平成２１年度の目標値３７．０パーセントに対し、約３５．２パーセントと目標値に達することができなかった。

活動のまとめ

平成２０年度から工事費を縮減する計画としたため、事業目標は下表のとおりいずれも達成できなかった。

	H16 末	H21 末目標	H21 末実績
管渠延長（km）	45.01	64.31	60.39
整備面積（ha）	155.65	221.65	220.53
整備率（%）	52.1	74.10	73.80
人口普及率（%）	26.9	37.00	35.20

業務委託	①　維持管理業務、汚水幹線マンホール内ポンプ維持管理業務、警備業務、水質検査業務、し渣・沈砂処理業務、汚泥運搬・処理業務、窓ガラス・サッシ清掃業務、受益者負担金管理システム業務、下水道管理システム保守業務、下水道使用料収納電算処理業務、自家用電気工作の保安管理業務 上記の業務は、専門知識・資格・技術・設備等が必要であり、これまでと同様に、それぞれの業務を執行できる民間業者に委託する。 また、汚泥等の処理は、委託業者によりコンポスト化（肥料）して活用しているが、処理内容や委託料など今以上に有利で環境に配慮した効果的な処理方法も検討する。 ②　自家用電気工作物の保安管理業務委託については、全庁的な取り組みの中で一括契約とし、コスト削減を図った。⑱
活動のまとめ	処理水量の増加に伴って発生汚泥量も増加するために増額となる従量制単価契約の汚泥運搬・処理業務費を除き、他の業務については低減もしくは現状維持とさせることができた。
収益増加への取り組み	①　未収入金の徴収対策強化。 ア　督促状、訪問徴収を随時行う。　⇒　夜間の訪問徴収も随時行い収納率向上に努めた。 平成２１年度においても同様の対策を講じた結果、収納率を前年より向上させることができた。㉑ イ　滞納整理マニュアルの作成。　⇒　滞納整理マニュアルを作成した。 ②　加入率の向上。 ア　広報、ホームページ等でＰＲを行う。　⇒　パンフレットによる啓蒙を実施した。 ⇒　未接続者に対する戸別訪問を行った。（指定工事店） ⇒　工事説明会においてＰＲを行った。 ⇒　下水道見学会及び関係行事においてＰＲを行った。 イ　排水設備工事の融資あっせん制度利用のＰＲ。　⇒　「広報よしだ」に「融資あっせん制度利用」の記事を掲載しＰＲを図った。 その結果、この制度を利用した加入者が２件あった。⑲ ③　新たな滞納発生の防止策として、工事説明会や加入の際に、口座振替の推奨を行い、残高不足により口座振替ができなかったものに対して早期に電話連絡し再振替を行った。⑱ 平成１９年度においても同様の防止策を講じた結果、収入未済額を前年より減じることができた。⑲ 平成２０年度においても同様の対策を継続して講じた結果、収入未済額を前年より減じることができた。⑳ ④　加入率の向上対策として、下水道見学会や工事説明会においてＰＲを行った。⑱
活動のまとめ	収納率については約９８％を維持し、加入率（水洗化率）についてはH16 末の 74.5%からH21 末の 86.1%と 11.6 ポイント向上させた。
使用料の見直し	①　供用開始した平成７年度から現在まで使用料を変更しないで１１年経過したが、浄化センターの施設において少しずつ老朽化してきており修繕等の維持費が必要であり、 総務課、水道課等と協議して見直しを検討する。

	現段階では、普及率も低く、管理・運営費用のすべてを回収できる水準の設定は難しい。県内各市町と比較しても平均的であるが、平成２２年度には認可区域の変更があるため、これに合わせ、段階的に実施できるよう見直しを検討する。 ② 使用料の見直しを進める中で、情報や資料の収集に努めた。⑱ 下水道事業団の研修に参加し、下水道使用料をめぐる全国的な状況と、料金改定の必要性を学んだ。⑲ 下水道事業団の研修に参加し、財政の健全化と適正な使用料の徴収を学んだ。⑳
活動のまとめ	料金改定には至らなかったが、使用料収入を増加させ、対維持管理費率を向上させることができた。

財政効果	取り組み事項	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
	定員管理計画 下水道/現状維持の８名定員の計画から１名減（※比較基準年のH16は7名）。	０千円	０千円	０千円	０千円	380千円
	経費の節減 下水道/脱臭用活性炭発注の見直し。	０千円	０千円	０千円	1,050千円	1,061千円
	業務委託 下水道/各業務委託の見直し（従量単価契約による汚泥処理運搬処理を除いた総額）。	708千円	804千円	891千円	984千円	992千円
	収益増加への取り組み 下水道/使用料収入額の増加。	4,984千円	12,623千円	16,680千円	21,487千円	23,236千円

吉田町集中改革プランにおける「財政効果」

		財政効果					（千円）
		17	18	19	20	21	計
V 経費節減等の財政効果		75,346	120,526	146,732	123,785	133,542	599,931
	① 財政運営の効率化	0	40	80	220	500	840
	② 町税等の収納率の向上	43,077	64,036	50,480	31,683	16,545	205,821
	④ 国・県出金の有効活用	473	263	689	1,082	12,665	15,172
	⑤ 使用料及び手数料の適正化	48	148	384	400	401	1,381
	⑥ 遊休地の積極的な活用	9,011	0	10,700	9,616	0	29,327
	⑦ 人件費の削減	18,359	45,764	69,818	67,019	89,405	290,365
	⑧ 内部管理費の見直し	0	156	216	273	229	874
	⑨ 施設等維持の見直し	671	1,510	4,908	0	1,446	8,535
	⑪ 補助費等の整理・統合	3,707	8,609	9,457	13,492	12,351	47,616
VI 地方公営企業		24,211	36,569	45,591	39,358	49,942	195,671
	水道事業会計（「今後の取り組み目標」に対する取り組み状況）	18,519	23,142	28,020	15,837	24,273	109,791
	・給与等の見直し	0	6,675	7,051	5,077	4,214	23,017
	・経費の節減	18,201	14,835	17,957	7,243	16,466	74,702
	・収益増加への取り組み	318	1,632	3,012	3,517	3,593	12,072
	下水道事業会計（「今後の取り組み目標」に対する取り組み状況）	5,692	13,427	17,571	23,521	25,669	85,880
	・定員管理計画	0	0	0	0	380	380
	・経費の節減	0	0	0	1,050	1,061	2,111
	・業務委託	708	804	891	984	992	4,379
	・収益増加への取り組み	4,984	12,623	16,680	21,487	23,236	79,010
合計		99,557	157,095	192,323	163,143	183,484	795,602